野迫川村地域防災計画 [震災対策計画編]

平成 28 年 3 月

野迫川村防災会議

目 次

第1章 総	三則	. 1
第1節	目的	. 1
第2節	防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱	. 3
第3節	地域の条件	. 4
第4節	地震被害想定	. 6
第2章 災	害予防計画	11
【住民避難	il	11
第1節	避難行動計画	11
第2節	避難生活計画	13
第3節	帰宅困難者対策計画	14
第4節	要配慮者の安全確保計画	15
第5節	住宅応急対策予防計画	16
_ ,	防災活動の促進】	
第6節	防災教育計画	17
	防災訓練計画	
	自主防災組織の育成に関する計画	
第9節	企業防災の促進に関する計画	
第 10 節	消防団員による地域防災体制の充実強化計画	
第11節	ボランティア活動支援環境整備計画	
【災害に強	いまちづくり】	
第 12 節	村の防災構造の強化計画	
第 13 節	建築物等災害予防計画	
第 14 節	災害に強い道づくり	
第 15 節	緊急輸送道路の整備計画	
第 16 節	ライフライン施設の災害予防計画	30
第 17 節	危険物施設等災害予防計画	
第 18 節	水害予防計画	
第 19 節	地盤災害予防計画	
第 20 節	地震火災予防計画	
	対策及び復旧への備え】	
第 21 節	防災体制の整備計画	
第 22 節	航空防災体制の整備計画	
第 23 節	通信施設の整備計画	
第 24 節	孤立集落対策	
第 25 節	支援体制の整備(県外で災害発生の場合)	
第 26 節	受援体制の整備(村内で災害発生の場合)	
第 27 節	医療計画	
第 28 節	防疫予防計画	43

第 29 節	火葬場等の確保計画44
第 30 節	廃棄物処理計画
第31節	食料、生活必需品の確保計画46
第 32 節	文化財災害予防計画47
【その他】	48
第 33 節	防災用資機材整備計画48
第3章 災	(害応急対策計画49
【住民避難	董】
第1節	避難行動計画
第2節	避難生活計画50
第3節	帰宅困難者対策計画51
第4節	要配慮者の支援計画 52
第5節	住宅応急対策計画
【発災時の)対応】54
第6節	活動体制計画54
第7節	災害情報の収集・伝達計画 57
第8節	ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画60
第9節	通信運用計画
第10節	広報計画
第11節	支援体制の整備(村外で災害発生の場合)63
第 12 節	受援体制の整備(村内で災害発生の場合)64
第13節	公共土木施設の初動応急対策65
第14節	建築物の応急対策計画66
第 15 節	公園、緑地の応急対策計画67
第 16 節	道路等の災害応急対策計画68
第17節	ライフライン施設の災害応急対策計画69
第 18 節	危険物施設等応急対策計画70
第 19 節	水防活動計画
第 20 節	地盤災害応急対策計画72
第21節	消火活動計画
【救助・医	[療活動計画]
第 22 節	救急、救助活動計画
第 23 節	医療救護計画
【緊急輸送	
第 24 節	緊急輸送計画
第 25 節	災害警備、交通規制計画
【物資供給	· · · · · ·
第 26 節	食料、生活必需品の供給計画79
第 27 節	給水計画
- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	f生計画】 81
第 28 節	防疫、保健衛生計画
第 29 節	遺体の火葬等計画82

第 30 節	廃棄物の処理及び清掃計画83
【支援受入	、計画】84
第31節	ボランティア活動支援計画84
第 32 節	災害救助法等による救助計画85
【教育施設	改等計画】86
第 33 節	文教対策計画86
第 34 節	文化財災害応急対策87
第4章 災	会害復旧・復興計画
第1節	公共施設の災害復旧計画89
第2節	被災者の生活の確保90
第3節	被災中小企業の振興92
第4節	農林漁業者への融資93
第5節	義援金の受入・配分等に関する計画94
第6節	激甚災害の指定に関する計画95
第7節	災害復旧·復興計画96
第5章 広	- 域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画97
【予防計画	ū]97
第1節	総則
第2節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画99
第3節	防災訓練計画等101
第4節	地震防災上必要な防災知識の普及計画102
第5節	地域防災力の向上に関する計画104
第6節	広域かつ甚大な被害への備え106
【応急対策	舒画】108
第7節	地震発生時の応急対策等108
第8節	消火活動計画 110
第9節	医療救護計画 111
第 10 節	緊急輸送計画 112
第11節	防疫、保健衛生計画 113
第 12 節	支援・受援体制の整備 114
第 13 節	広域避難対策115
第14節	物資等の確保116

第1章 総 則

第1節 目的

(総務課)

大規模地震に対処し、地震の被害から「人命を守る」ことを最大の目標に、できる限り被害の減少を図るため、防災関係機関が処理すべき事項について計画を定める。また、計画の基本方針等について定めるとともに、この計画に掲げる事項の推進を図る。

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号、以下「法」という。)第42条に基づく「野迫川村地域防災計画」の地震編として、奈良県の地域における大規模な地震災害に対処するため、地震災害にかかる災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関し、村、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体・機関(以下「防災関係機関」という。)が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、これにより防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、村域及び住民の生命、財産を地震災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

第2 計画の基本方針

基本計画編 第1章 第1節「第2 計画の基本方針」で定めるところによる。

第3 計画の推進

基本計画編 第1章 第1節「第3 計画の推進」で定めるところによる。

第4 計画の修正

基本計画編 第1章 第1節「第4 防災計画の修正」で定めるところによる。

第5 計画の構成

地震編は、計画編と資料編から構成する。地震編の構成は次の5章による。

1 第1章 総則

この計画の基本方針、防災関係機関の役割分担・業務大綱、本県の地勢・既往地震や被害想定など、計画の基本となる事項を示す。

2 第2章 災害予防計画

地震災害発生に備えて、平常時からの教育、訓練等による防災行動力の向上を図る事項及 び防災体制、救援・救護体制等の整備や都市基盤の安全性強化を図る計画を示す。

3 第3章 災害応急対策計画

地震発生直後の迅速、的確な初動活動体制に係る事項をはじめ、災害対策本部の設置・運営、防災関係機関による各種の震災応急対策及び災害救助法の適用等に係る計画を示す。

4 第4章 災害復旧・復興計画

民生安定のための緊急対策のほか、激甚災害の指定等、速やかな震災復旧・復興を図るた

めの計画を示す。

5 第5章 南海トラフ巨大地震等の広域災害対策計画

南海トラフ巨大地震等の広域災害に備えるため、国が公表した被害想定及び最終報告に基づき、本村における南海トラフ巨大地震等の広域災害対策の推進に係る計画を示す。

なお、本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項その他南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定める計画とみなす。

第 2 節 防災関係機関が処置すべき事務又は業務 の大綱

第1 野迫川村

基本計画編 第1章 第2節「第1 野迫川村」で定めるところによる。

第2 県の機関

基本計画編 第1章 第2節「第2 県の機関」で定めるところによる。

第3 指定地方行政機関

基本計画編 第1章 第2節「第3 指定地方行政機関」で定めるところによる。

第4 自衛隊

基本計画編 第1章 第2節「第4 自衛隊」で定めるところによる。

第5 指定公共機関

基本計画編 第1章 第2節「第5 指定公共機関」で定めるところによる。

第6 指定地方公共機関

基本計画編 第1章 第2節「第6 指定地方公共機関」で定めるところによる。

第7 公共的団体・機関

基本計画編 第1章 第2節「第7 公共的団体・機関」で定めるところによる。

第3節 地域の条件

(総務課)

奈良県は他府県に比べ災害が少ない地域と言われてきたが、奈良盆地東縁断層帯をはじめとする活断層による内陸型地震が発生すれば大きな被害が予想され、海溝型地震でも南海トラフ巨大地震の発生が懸念されている。また、過去には伊賀上野地震など、奈良県に大きな被害をもたらした地震も記録されている。

第1 位置及び地形

基本計画編 第1章 第3節「第1 位置及び地形」で定めるところによる。

第2 既往地震

1 災害年表

奈良県下では昭和年代以降、大規模な地震は発生しておらず、野迫川村においても同様である。

村は、このような過去に発生した災害の教訓を後世に伝えるために、過去の災害についての資料を収集・保存し、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

表 奈良県下の主な地震記録

発生年月	<被災地域> [地震名] (震央)	規模	奈良県下の被害状況等
1936. 2	[河内大和地震] (二上山付近)	6. 4	・八木:震度 5 ・奈良県: 死者 1 人、家屋の損壊約 1,200 戸、崖崩れ
1944. 12	[東南海地震] (南海トラフ)	7. 9	・橿原:震度 5 ・奈良県:死者 3 人、負傷者 21 人、全壊 89 戸
1946. 12	[南海地震] (南海トラフ)	8.0	・橿原:震度 5 ・奈良県:負傷者 13 人、全壊 37 戸など
1950. 4	(奈良県南部)	6. 5	・橿原:震度 3 ・奈良県十津川村などでも民家半壊 1 戸などの小被害
1952. 7	[吉野地震] (奈良県中部)	6. 7	・橿原:震度 4 ・奈良県:死者 3 人、負傷者 6 人、半壊 1 戸など
1962. 1	(和歌山県西岸)	6. 4	・奈良県:震度3 ・南部で崖崩れ1ヶ所、落石による電話線の被害
1995. 1	[兵庫県南部地震] (淡路島付近)	7. 3	・奈良県: 震度 4 ・奈良県: 負傷者 12 人、建物の一部損壊 15 件など
2000. 10	(三重県中部)	5. 7	・奈良県:震度4 ・奈良県:南部で一部落石、崩土
2004. 9	(紀伊半島沖)	6. 9	・下北山村:震度5弱、奈良県:震度4 ・奈良県:一部で道路の落石及び小規模崩土
2004. 9	(東海道沖)	7. 4	・下北山村:震度5弱、奈良県:震度4 ・奈良県:負傷6人
2004. 9	(東海道沖)	6. 4	・下北山村:震度4 *上記地震の余震
2007. 4	(三重県中部)	5. 4	・最大震度 5 強 ・野迫川村:震度 1
2011. 3	[東北地方太平洋沖地震] (三陸沖)	9. 1	・最大震度 7 ・野迫川村:震度 1

発生年月	<被災地域> [地震名] (震央)	規模	奈良県下の被害状況等
2011. 7	(和歌山県北部)	5. 5	・最大震度 5 強 ・野迫川村: 震度 2
2013. 4	(淡路島付近)	6.3	・最大震度 6 弱 ・野迫川村: 震度 2
2014. 3	(伊予灘)	6. 2	・最大震度 5 強 ・野迫川村: 震度 1
2015. 2	(徳島県南部)	5. 1	・最大震度 5 強 ・野迫川村: 震度 1

注. 規模・・・マグニチュード

注. 発生年月 2005 以降は、野迫川村で震度 1 以上を観測した地震のうち、最大震度 5 強以上の地震を抽出

資料:発生年月2004.9まで・・・「奈良県地域防災計画」(平成26年3月、奈良県)をもとに作成発生年月2005以降・・・「震度データベース検索」(気象庁) をもとに作成

第3 地質

1 野迫川村の地質

基本計画編 第1章 第3節「第3 1 野迫川村の地質」で定めるところによる。

2 地質と地震災害との関係

一般に地震の発生源となるといわれている活断層は、村内には認められていない。また、 野迫川村では過去に震災被害を受けた記録は残されていない。しかし奈良県全域で見ると、 吉野川に沿って走る中央構造線、紀伊半島沖の南海トラフを震源とする巨大地震をたびたび 経験している。

村内のほとんどの平坦地は急斜面に囲まれており、そこには風化した頁岩や砂岩が分布する。度重なる豪雨による浸食や緩みも加わることで、地震動により表層崩壊、深層崩壊、落石などの発生源となる斜面は多いと推測される。

第4 野迫川村周辺に分布する活断層

野追川村付近の断層の確実度、活動度は、「新編 日本の活断層」(東京大学出版会)では下表のように評価されている。

断層名	確実度	活動度
葛城東麓断層群	I	В
金剛断層	I	В
五条谷断層	I	A
中央構造線	I	[C]
千股断層	I	[C]

表 野迫川村付近の活断層

【確実度】

I:確実な活断層(図中実線)

【活動度】

A:平均変位速度が1m/1,000年以上10m/1,000年未満

B: 平均変位速度が 0.1m/1,000 年以上 1m/1,000 年未満

C:平均変位速度が 0.01m/1,000 年以上 0.1m/1,000 年未満

注. []がついたものは第四紀後期の約50万年間に活動しなかったと見られるもの

注. 確実度、活動度が評価されていない断層もあり、これらの断層については上表の確実度及び活動度の欄は空欄としている。

資料:「奈良県地域防災計画」(平成26年3月、奈良県)をもとに作成

第4節 地震被害想定

野迫川村に影響を及ぼす地震は、海洋型巨大地震と内陸型直下型地震が考えられる。 海洋型地震については、昭和 21 年 12 月 21 日に発生した南海道地震等の例がある。また、直下型地震については、現在の観測体制での予知は不可能に近い。

平成7年1月17日に発生した阪神淡路大震災は6,400人を超える死者を出した。平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、死者15,800人を超える被害となり、戦後最大の災害となった。

以上の実情をふまえ、野迫川村においても、地震災害において万全の体制を整えるべく、震災 対策計画編を定めるものとする。

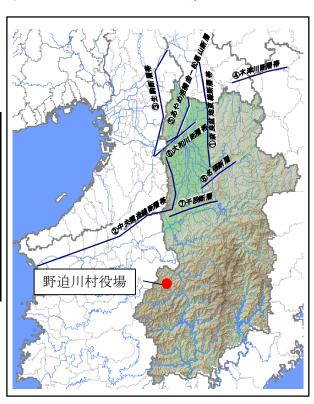
第1 想定地震

県では、東南海・南海地震等に関する専門調査会(内閣府)、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年7月、内閣府)が成立したことを受けて、第2次地震被害調査(平成16年10月、奈良県)を実施している。

1 内陸型地震

第2次地震被害調査では、県内陸域に存在する8つの活断層、奈良盆地東縁断層帯(京都市山科区~奈良県桜井市)、中央構造断線断層帯(奈良県香芝市~愛媛県伊予市)、生駒断層帯(大阪府枚方市~大阪府羽曳野市)、木津川断層帯(三重県阿山郡伊賀町~京都府相楽郡笠置町)、あやめ池撓曲-松尾山断層帯(奈良市~三郷町)、大和川断層帯(大和群山市~王寺町)、千股断層(吉野町~五條市)、名張断層(宇陀市~桜井市)について想定を行っている。以下に各断層の位置と、断層長さ、想定マグニチュードを示す。

対象地震	断層長さ	想定
	(km)	マグニチュート゛
①奈良盆地東縁断層帯	35	7.5
②中央構造線断層帯	74	8.0
③生駒断層帯	38	7.5
④木津川断層帯	31	7.3
⑤あやめ池撓曲-松尾山断層	20	7.0
6大和川断層帯	22	7.1
⑦千股断層	22	7.1
8名張断層	18	6.9

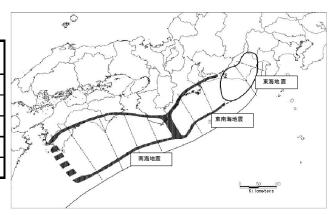


資料:「奈良県地域防災計画 地震編」(平成26年3月、奈良県)をもとに作成

2 海溝型地震

第2次地震被害調査では、東南海・南海地震等に関する専門調査会(内閣府)で想定された海溝型地震である、東海、東南海、南海地震を組み合わせて5つのケースとして想定を行っている。以下にそれぞれのプレート位置と、想定マグニチュードを示す。

対象地震	想定 マグニチュード
①東南海・南海地震同時発生	8. 6
②東南海地震	8. 2
③南海地震	8. 6
④東海・東南海地震同時発生	8. 3
⑤東海・東南海・南海地震同時発生	8. 7



出典:「奈良県地域防災計画 地震編」(平成26年3月、奈良県)

第2 県による想定地震被害

1 野迫川村

県は、第2次地震被害調査において、内陸型地震、海溝型地震の13ケースについて被害想定を算出している。

以下に、野迫川村における被害想定を示した。野迫川村では、人的被害の発生する地震は、 奈良盆地東縁断層帯、中央構造線断層帯、生駒断層帯、千股断層帯の4つの断層帯による地 震である。中央構造線断層帯の被害が最も大きく、最大震度は6弱で、建物被害(全壊・半 壊棟数)は145棟、人的被害(死傷者数)は11人である。

表 野迫川村の被害想定

		断層名		奈良盆地 東縁 断層帯	中央 構造線 断層帯	生駒 断層帯	木津川断層帯	あやめ 池撓曲- 松尾山 断層	大和川断層帯	千股 断層	名張断層	東南海 ·南海 地震	東南海地震	南海地震	東海・ 南海 地震	東海・ 東南海・ 南海 地震
	最大震度	役:	場の震度	5.6	6.0	5.7	5.0	5.3	5.4	5.8	5.4	5.0	4.5	4.9	4.5	5.0
	取入辰及	最	大震度	5.8	6.2	5.8	5.2	5.4	5.6	6.0	5.6	5.1	4.7	4.9	4.7	5.1
地		震想	套4弱以下	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	41.4	0.0	41.4	0.0
震	震度別		5弱	0.0	0.0	0.0	30.8	0.0	0.0	0.0	0.0	48.9	58.6	100.0	58.6	48.9
動	面積比率(%)		5強	9.8	0.0	0.0	69.2	100.0	84.7	0.0	82.7	51.1	0.0	0.0	0.0	51.1
到	<村の合計が		6弱	90.2	43.2	100.0	0.0	0.0	15.3	98.4	17.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	100%>		6強	0.0	56.7	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
			7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		全壊		22	50		1	1	3	32	3	1	0	0	0	1
	建物被害	半壊		56	95		1	2	9	86	10	1	0	0	0	1
		全壊+半壊棟数	Į.	78	145	89	2	3	12	118	13	2	0	0	0	2
		炎上出火件数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		残火災件数		0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		焼失件数		0	0		_ ·	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		死者		2	3	_	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
		負傷者		3	8	3	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0
被		死者+負傷者		5	11	5	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0
害想	水道被害	世帯数 (世帯) 384	断水世帯数	68	179	74	3	3	9	105	9	0	0	0	0	0
定	電力被害	世帯数 (世帯) 387	供給障害世帯数	387	387	387	25	25	75	387	75	25	0	0	0	25
	電話・ 通信被害	世帯数 (世帯) 384	電話使用不能 世帯数	-	46	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-
	避難者数	人口 783	避難人口 直後	106	179	122	4	5	18	149	19	4	0	0	0	4
	近年 50	(人)	(避難所) 一週間	117	196	134	5	5	20	161	21	5	0	0	0	5
	一日あたり		(料(食)	382	644	439	14	18	65	536	68	14	0	0	0	14
	の飲食・		料水(L)	382	644	439	14	18	65	536	68	14	0	0	0	14
	必要物資		品(毛布、肌着)	127	25	145	5	6	22	179	23	5	0	0	0	5
		瓦礫発生量	(t)	3,945	8,352	4,386	95	126	568	6,248	600	95	0	0	0	95

注. …野迫川村で最も被害の大きい想定地震

資料:第2次地震被害調査(平成16年10月、奈良県)をもとに作成

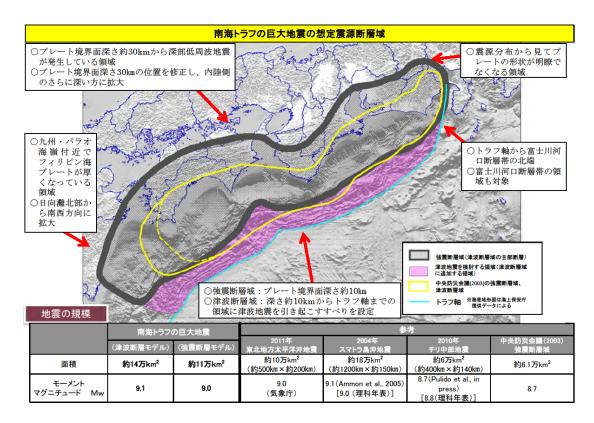
第3 南海トラフ巨大地震の被害想定

1 内閣府が公表した被害想定

(1) 前提とする地震の性格

内閣府は、現時点の最新の科学的知見に基づき、発生しうる最大クラスの地震・津波を推計している。(想定される地震規模:マグニチュード9.1)

南海トラフにおいて次に発生する地震・津波は、多様な震源パターンがあり得ることから、必ずしも「最大クラスの地震・津波」が発生するというものではないが、国の地震調査研究推進本部が平成 25 年 5 月に公表した「南海トラフの地震活動の長期評価(第二版)」によると、今後 30 年以内にマグニチュード $8\sim9$ クラスの地震が発生する確率は $60\sim70\%$ に達すると評価されている。



資料:「南海トラフ巨大地震対策について~南海トラフ巨大地震の地震像」(H25.5.28、中央防災会議、防災対策 推進検討会議、南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ)

(2)被害想定の設定

国の被害想定においては、地震動、季節、時刻の組み合わせの他、津波被害について 4 ケース、津波からの避難率について 2 ケースが想定され、全部で 96 ケースに及び被害想定が出されているが、本県は、津波被害に関するケース分けの影響は受けない。

内閣府の南海トラフの巨大地震モデル検討会(平成24年8月、内閣府)で検討された最大クラスの地震動について、想定される複数の震源域のうち「基本ケース」と、揺れによる被害が最大となる「陸側ケース」の2パターンについて想定している。

また、想定するシーンは、想定される被害が異なる 3 種類(冬の深夜、夏の昼、冬の夕方)のパターンを設定している。

2 奈良県において想定震度される被害の概要について

(1) 村における想定震度

南海トラフ巨大地震による県内の震度分布では、県下の最大震度は 6 強である。県内市町村ごとの最大震度を見ると、すべての市町村において震度 6 弱以上の揺れが想定されており、野迫川村においても最大震度 6 弱が想定されている。

表 南海トラフ巨大地震による村における最大震度

6 55
0 33

資料:「奈良県地域防災計画 地震編」(平成26年3月、奈良県)をもとに作成

(2) 奈良県における人的被害及び建物被害

南海トラフ巨大地震により想定される県内の人的被害及び建物被害については、本節第3の1の(2)において設定された複数のケースについて被害想定が示されている。その最大値及び最小値は次のとおり。

表 県内における人的被害・建物被害等の想定

県内の想定被害					
被害想定項目			想定ケース		
		(最大値)			
死者数	基本ケース (被害が最少の場合)	約 100 人	夏の昼		
グレ白剱	陸側ケース(被害が最大の場合)	約1,700人	冬深夜		
住家全壊棟数	基本ケース (被害が最少の場合)	約7,500棟	冬深夜		
上	陸側ケース(被害が最大の場合)	約 47,000 棟	冬深夜		
	上水道 (断水人口)	約 130 万人	陸側、冬夕方、風速 8m/s		
ラスコラムン	下水道(支障人口)	約 93 万人	陸側、冬夕方、風速 8m/s		
ライフライン 施設被害	電力(停電軒数)	約 82 万軒	陸側、冬夕方、風速 8m/s		
旭政恢吉	固定電話(不通回線数)	約23万回線	陸側、冬夕方、風速 8m/s		
	ガス (都市ガス供給停止戸数)	約3万8千戸	陸側、冬夕方、風速 8m/s		
交通施設被害	道路施設被害(箇所数)	約 920 箇所	陸側		
父迪施政恢告	鉄道施設被害(箇所数)	約 590 箇所	陸側		
	発災1日後	約 14 万人	陸側、冬夕方、風速 8m/s		
避難者数	発災1週間日後	約 29 万人	陸側、冬夕方、風速 8m/s		
	発災1日後	約 23 万人	陸側、冬夕方、風速 8m/s		
帰宅困難者数		約 13 万人	昼		
被災可能性のある国宝・重要文化財(施設数)		38 施設	陸側		
孤立可能性のあ	うる集落数 (農業集落)	41 集落	陸側		

資料:「奈良県地域防災計画 地震編」(平成26年3月、奈良県)をもとに作成

なお、全国では最大約 32 万人の死者が想定され、そのうち約 70%が津波によるものとされている。一方、県内では最大約 1,700 人の死者のうち約 90%が建物倒壊によるものと想定され、残りは土砂災害や火災によるものとされている。

第2章 災害予防計画

【住民避難】

第1節 避難行動計画

(総務課・住民課・産業課・建設課・議会事務局・教育委員会)

災害発生時に円滑な避難を行うためには、平時からの取組が重要である。そのため、村、 県及びその他防災関係機関は、日頃から適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図る。

第1 定義

1 避難について

基本計画編 第2章 第1節「第1 1 避難について」で定めるところによる。

第2 避難路の選定基準

基本計画編 第2章 第1節「第2 避難路の選定基準」で定めるところによる。

第3 指定緊急避難場所の指定

1 指定基準

村長は、地震時における緊急の避難場所として、以下の基準に適合する施設又は場所を指定する。

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において居住者、滞在者その他のもの(以下「居住者等」という。)等に開放されること。
- (2) 地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであること。
- (3) 当該場所又はその周辺に地震が発生した場合において人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物その他のものがないこと。

2 指定に当たっての注意事項

村長は、指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者(本村を除く)の同意を得なければならない。

3 県への通知

村長は、指定緊急避難場所を指定したときは、その旨を、知事に通知するとともに、公示しなければならない。

4 指定の取消

村長は、当該指定緊急避難場所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、 指定を取り消すものとする。その際、その旨を、知事に通知するとともに、公示しなければ ならない。

5 留意事項

指定緊急避難場所から指定避難所への円滑な移動を図るため、普段から住民等に対して制度の趣旨と指定緊急避難場所等の所在地情報の周知徹底を行うようにする。

第4 指定緊急避難場所及び避難路の整備

基本計画編 第2章 第1節「第4 指定緊急避難場所及び避難路の整備」で定めるところによる。

第5 指定緊急避難場所の公表

基本計画編 第2章 第1節「第5 指定緊急避難場所の公表」で定めるところによる。

第6 村民への情報伝達手段の確保

基本計画編 第2章 第1節「第7 村民への情報伝達手段の確保」で定めるところによる。

第7 村民への周知及び啓発

基本計画編 第2章 第1節「第8 村民への周知及び啓発」で定めるところによる。

第8 村における計画

基本計画編 第2章 第1節「第9 村における計画」で定めるところによる。

第9 防災上重要な施設における計画

基本計画編 第2章 第1節「第10 防災上重要な施設における計画」で定めるところによる。

第10 災害救助法による費用支出の限度

基本計画編 第3章 第2節「第5 災害救助法による救助の基準」で定めるところによる。

第2節 避難生活計画

(総務課・住民課・産業課・建設課・議会事務局・教育委員会)

避難所の指定や避難所運営訓練等、日頃から地域住民と協力し、災害発生時に円滑な避難所運営ができるよう努める。また、在宅被災者等についても、必要な情報や物資を確実に受け取れるよう、その支援体制の整備に努める。

第1 避難の定義

基本計画編 第2章 第2節「第1 避難の定義」で定めるところによる。

第2 指定避難所の指定

基本計画編 第2章 第2節「第2 指定避難所の指定」で定めるところによる。

第3 多様な施設の利用

基本計画編 第2章 第2節「第3 多様な施設の利用」で定めるところによる。

第4 指定避難所の整備

基本計画編 第2章 第2節「第4 指定避難所の整備」で定めるところによる。

第5 指定避難所の公表

基本計画編 第2章 第2節「第5 指定避難場所の公表」で定めるところによる。

第6 避難所の運営

基本計画編 第2章 第2節「第6 避難所の運営」で定めるところによる。

第7 在宅被災者等への支援体制の整備

基本計画編 第2章 第2節「第7 在宅被災者等への支援体制の整備」で定めるところによる。

第3節 帰宅困難者対策計画

(住民課・産業課)

大規模な地震により、道路交通に支障をきたした場合には、帰宅困難者の発生が予想される。村は、東日本大震災の事例や教訓を踏まえて帰宅困難者対策の推進を図る。

第1 帰宅困難者について

1 帰宅困難者の定義

地震により、通勤、通学、買い物、観光等で外出し、交通機関の途絶等により自宅への帰宅が困難になる者

2 野迫川村への流入・流出

野迫川村への流入・流出人口は以下のとおりである。

村内への通勤・通学者は 39 人、村外への通勤・通学者は 40 人である。災害時には帰宅困難者となる可能性があり、村は帰宅困難者対策に努める。

表 野迫川村の昼夜間人口比率

昼夜間人口比率	夜間人口	昼間人口	村内への通勤・通学	村外への通勤・通学
99.8%	524 人	523 人	39 人	40 人

資料:「奈良県統計年鑑 昼間人口」(平成22年10月、奈良県)をもとに作成

第2 普及啓発

村は、「むやみに移動しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、 各主体に対し以下の内容の啓発を行うこととする。

1 村民への普及啓発

村は、村民に対し、地震発生時には帰宅困難になる場合があること、日頃からの備え、家族との安否確認方法や災害時帰宅支援ステーションについて啓発を行う。

2 企業等への普及啓発

村は、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所内にとどめておくためのルールづくりや、そのための食料、飲料水、毛布などの備蓄について啓発を行う。

3 集客施設や公共交通機関(バス運行業者)への普及啓発

村は、集客施設や公共交通機関に対して、地震発生時における利用者の安全確保計画の作成や、施設の安全確保対策の啓発を行う。

第3 災害時帰宅困難者への支援対策

1 一時滯在施設の確保

村は、所管する施設や関係施設を指定するなどして、帰宅困難者のための一時滞在施設の確保に努める。その際、民間事業者にも協力を求めるよう努める。

2 情報提供の体制づくり

村は、一時滞在施設に関する情報等を迅速に提供できるよう、ホームページやエリアメール、緊急速報メール等の活用や、関係機関と連携した情報提供体制を整備する。その際、発 災時は情報伝達手段が限られることから、多様な情報伝達手段の確保に努めることとする。

第4節 要配慮者の安全確保計画

(総務課・住民課・産業課・建設課・議会事務局・教育委員会)

要配慮者とは災害時に特別な援護を必要とする者であり、一般的には、高齢者、障害者、 妊産婦、乳幼児、外国人等があげられる。中でも、災害時に自ら避難することが困難で あって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者は「避難行動要 支援者」とされ、その名簿作成が義務づけられた。なお、平常時には支援が必要でなく とも、被災による負傷や長期間の避難生活等により避難行動要支援者になりうる点にも 留意が必要である。村は「奈良県災害時要援護者支援ガイドライン」等に則り、地域住 民や自主防災組織と協力しながら、避難行動要支援者支援の体制を整備していく。

第1 全体計画の策定

基本計画編 第2章 第3節「第1 全体計画の策定」で定めるところによる。

第2 避難行動要支援者名簿の整備

基本計画編 第2章 第3節「第2 避難行動要支援者名簿の整備」で定めるところによる。

第3 個別避難支援計画の作成

基本計画編 第2章 第3節「第3 個別避難支援計画の作成」で定めるところによる。

第4 地域における支援体制のネットワークづくり

基本計画編 第 2 章 第 3 節「第 4 地域における支援体制のネットワークづくり」で定める ところによる。

第5 福祉避難所の整備

基本計画編 第2章 第3節「第5 福祉避難所の整備」で定めるところによる。

第6 情報伝達手段の整備

基本計画編 第2章 第3節「第6 情報伝達手段の整備」で定めるところによる。

第7 防災訓練、教育の実施

基本計画編 第2章 第3節「第7 防災訓練、教育の実施」で定めるところによる。

第8 要配慮者向け生活用品・食料等の準備

基本計画編 第2章 第3節「第8 要配慮者向け生活用品・食料等の準備」で定めるところによる。

第9 関係機関

基本計画編 第2章 第3節「第9 関係機関(社会福祉施設及び避難行動要支援者関連施設の管理者)」で定めるところによる。

第5節 住宅応急対策予防計画

(総務課)

村は、県と協力し、県産材を利用した応急仮設住宅の供給等、迅速に応急住宅を提供できる体制の整備に努める。さらに、大規模災害時には広域的な観点に立った実質的な供給体制が構築できるよう、関係機関との検討・調整に努める。

第1 応急仮設住宅の供給体制

基本計画編 第2章 第4節「第1 応急仮設住宅の供給体制」で定めるところによる。

第2 応急仮設住宅の設置

基本計画編 第2章 第4節「第2 応急仮設住宅の設置」で定めるところによる。

第3 公営住宅の空家状況の把握

基本計画編 第2章 第4節「第3 公営住宅の空家状況の把握」で定めるところによる。

【村民等の防災活動の促進】

第6節 防災教育計画

(総務課、教育委員会)

災害発生時における被害の軽減を図るため、村は、防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図ることはもとより、村民一人ひとりが日頃から災害に対する正しい知識を身につけるため、防災知識の普及と防災意識の高揚に努めるようにする。

第1 学校における防災教育

基本計画編 第2章 第5節「第1 学校における防災教育」で定めるところによる。

第2 村民に対する防災教育

基本計画編 第2章 第5節「第2 村民に対する防災教育」で定めるところによる。

第3 職員に対する防災教育

基本計画編 第2章 第5節「第3 職員に対する防災教育」で定めるところによる。

第4 防火管理者に対する防災教育

基本計画編 第2章 第5節「第4 防火管理者に対する防災教育」で定めるところによる。

第5 災害教訓の伝承

基本計画編 第2章 第5節「第5 災害教訓の伝承」で定めるところによる。

第7節 防災訓練計画

(総務課・住民課・教育委員会)

大規模地震発生時において、村民(自主防災組織等)、村、県、防災関係機関等が防災活動を的確に実施できるよう、地震防災訓練を実施する。特に「住民避難」は、災害による死者をなくす、人命を守るために重要であり、村は住民参加型の避難訓練、避難所開設・運営訓練が積極的に行われるよう必要な支援をしていく。

第1 訓練の考え方

村民(自主防災組織等)、村、防災関係機関等が各種防災訓練を行うにあたっては、奈良県地震被害想定調査報告書等を参考に大規模地震を想定したものとし、夜間・休日等実施時間を工夫する等様々な条件を設定するとともに、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、実践的な訓練となるよう努める。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練を実施し、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。

第2 村が実施する訓練

基本計画編 第2章 第6節「第2 村が実施する訓練」で定めるところによる。

第8節 自主防災組織の育成に関する計画

(総務課)

地震の最初の一撃から、もっとも重視すべき人命を救うためには、発災直後の近隣住民 同士による救出・救護活動が極めて重要となる。このため、地域住民は平時からコミュ ニケーションをはかり、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識をもって訓練な どの防災活動に自発的に取組むことが重要である。

村及び奈良県広域消防組合消防本部は、この取組みに対して適切な支援、助言及び指導を行い、住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の育成を図る。

第1 自主防災組織の活動

村は、自主防災組織と協力し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに、平常時及び災害発生後において次の活動を行う。

- (1) 平常時の活動内容
- ① 地域の避難場所及び家庭との連絡方法を確認する。
- ② がけ崩れ、地すべり等の災害発生危険箇所を確認しておく。
- ③ 建物の補強、家具の固定をする。
- ④ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- ⑤ 消化器の準備をする。
- ⑥ 非常用食料、飲料水、救急用品、非常持出品を準備する。
- (7) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- ⑧ 隣近所と災害時の協力について話し合う。
- (2) 地震発生時
- ① まず我が身の安全を図る。
- ② すばやく火の始末をする。
- ③ 火が出たら、まず消火する。
- ④ あわてて戸外に飛び出さず、出口を確保する。
- ⑤ 山崩れ、がけ崩れ、浸水に注意する。
- ⑥ 避難は徒歩で、持ち物最小限にする。
- ⑦ みんなが協力しあって、応急救護を行う。
- ⑧ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- ⑨ 秩序を守り、衛生に注意する。
- ⑩ 電話の利用を自粛する。

また、自主防災組織の育成強化についても、基本計画編と同様に組織づくりを推進しなければならない。

第2 自主防災組織の規約、防災計画等

基本計画編 第2章 第7節「第2 自主防災組織の規約・防災計画等」で定めるところによる。

第3 育成強化対策

基本計画編 第2章 第7節「第3 育成強化対策」で定めるところによる。

第9節 企業防災の促進に関する計画

(総務課・産業課)

企業・事業所は、災害時に果たすべき役割(生命の安全確保、事業の継続等)を十分に 認識し、防災活動の推進に努める。また、被災後速やかに事業を再開できるよう、事業 継続計画(BCP)を策定する。村、商工団体等は、企業の防災活動や事業継続計画策 定等を支援する。

第1 企業・事業所の役割

基本計画編 第2章 第8節「第1 企業・事業所の役割」で定めるところによる。

第2 村の役割

基本計画編 第2章 第8節「第2 村の役割」で定めるところによる。

第3 商工団体等の役割

基本計画編 第2章 第8節「第3 商工団体等の役割【野迫川村商工振興会】」で定めるところによる。

第 10 節 消防団員による地域防災体制の充実強化 計画

(総務課)

消防団は、地域住民を中心とした組織として、他の組織と連携しながら地域の安全確保に努める。また、消防団員数を確保することにより防災力、消防力の強化を図る。

第1 消防団の役割

基本計画編 第2章 第9節「第1 消防団の役割」で定めるところによる。

第2 他の組織との連携

基本計画編 第2章 第9節「第2 他の組織との連携」で定めるところによる。

第3 消防団員数の確保

基本計画編 第2章 第9節「第3 消防団員数の確保」で定めるところによる。

第11節 ボランティア活動支援環境整備計画

(住民課)

ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、被災地のニーズに即した円滑なボランティア活動を進められるよう、村は、平時より村の社会福祉協議会等の関係機関団体と、相互の連携を図り、支援のための環境整備に努める。

第1 災害時におけるボランティア活動支援体制の整備

基本計画編 第 2 章 第 10 節「第 1 災害時におけるボランティア活動支援体制の整備」で定めるところによる。

第2 災害時活動への迅速な対応

基本計画編 第2章 第10節「第2 災害時活動への迅速な対応」で定めるところによる。

【災害に強いまちづくり】

第12節 村の防災構造の強化計画

(総務課・建設課・住民課)

震災時の村における災害の発生をできるだけ未然に防止し、地震が発生した場合の被害を可能な限り軽減する「地震に強い村づくり」を進めるため、村の防災構造の強化を行う。

また、地震等の災害時には公園が避難場所や地域の活動拠点としての役割を果たすことから、公園の体系的な整備を促進し、防災公園においては災害応急対策施設等の機能整備を進める。

第1 災害に備えた取り組み

1 公共施設の安全性・防災機能の強化

基本計画編 第2章 第11節「第1 災害に備えた取り組み」で定めるところによる。

第2 防災空間の整備拡大

基本計画編 第2章 第11節「第2 防災空間の整備拡大」で定めるところによる。

第13節 建築物等災害予防計画

(総務課、産業課、教育委員会)

震災による人的被害の軽減のため、村が平成26年度に策定した「耐震改修促進計画」に 基づき、建築物等の耐震性を確保するための施策に計画的に取り組む。また、余震によ る二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定の体制整備を行う。

第1 村有建築物の耐震性の確保

1 防災上重要な役割を果たす建築物

村は、防災拠点となる役場等の庁舎、医療被災者の医療救護活動を担当する診療所、避難所となる学校、体育館、公民館等の新築については「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に準ずるよう、また、当該既存建築物についても同基準に基づく耐震診断・改修の実施を推進するよう努める。

2 その他の既存建築物

村は、その所有又は管理に係る公共建築物について、耐震診断を計画的に実施し、その結果耐震改修が必要と認められたものについては耐震改修の実施を推進するよう努める。

3 非構造部材の耐震対策

村は、その所有又は管理に係る公共建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策を推進するよう努める。

第2 民間建築物の耐震性の確保

1 耐震性向上の普及・啓発

村は、既存建築物の耐震性の向上のため、ガイドブックの作成、耐震改修事例集の作成等による広報の充実や相談窓口の設置等により、広くわかり易く耐震知識、耐震診断・改修の必要性、助成制度、補強技術等の普及・啓発を図る。

また、民間団体等を構成員とする奈良県住宅・建築物耐震化促進協議会の協力を得て耐震診断・耐震改修の円滑な促進を図るとともに、研修会に耐震技術者を派遣する等により耐震診断・耐震改修に関する情報提供に努める。

2 民間建築物の耐震診断・改修の促進

村は、民間建築物について建築物の重要度を考慮しつつ、災害時に重要な機能を果たすべき建築物の所有者に、耐震診断・改修についての自助努力を促す。

また、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、社会福祉施設等の要配慮者が利用する建築物、避難住民の安全性を確保すべき避難経路及び震災後の復旧用緊急物資等の輸送経路となる緊急輸送幹線道路沿いの既存建築物、救援活動の拠点となる指定地方公共機関の既存建築物等については、耐震性能の向上に努めるよう指導し、耐震改修の促進に努める。

なお、建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正(平成25年11月25日施行)にともない、耐震診断が義務化された建築物にあっては、定められた期限までに診断の結果が所管行政庁へ報告されるよう所有者へ周知するとともに助成制度の充実を図る。

3 木造住宅の耐震診断・改修の促進

村は、地震による人的被害の軽減のために重要である住宅の耐震化を進めるため、木造住

宅の耐震診断・改修の促進に向けて、耐震セミナー等の実施により指導・啓発を行うととも に、耐震診断・改修の助成制度の充実を図る。

4 非構造部材の耐震対策

村は、既存建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策の 促進に努める。

5 技術者の養成等

県は、村及び建築住宅関係団体と協力し、耐震診断・改修に関わる民間技術者の知識及び技術の向上を図るため、講習会の実施、技術資料の作成等に努めるほか、これらの技術者を認証・登録する。

第3 被災建築物応急危険度判定士養成及び支援体制・実施体制の整備

1 実施体制の整備

村は、災害後の判定活動を速やかに実施できるよう、奈良県被災建築物・宅地応急危険度 判定連絡協議会を通じて、被災市町村からの応急危険度判定の要請に即応できる体制(連絡 網の構築、資機材の備蓄等)を建築関係団体等を含めて構築し、県内の相互支援体制及び実 施体制の整備についてさらなる改善を図ることとしている。また、同協議会が実施する研修 会等により、相互支援体制及び実施体制の円滑化を図る。

また、府県境界を越えた相互支援体制の整備については、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「近畿被災建築物応急危険度判定協議会」で協議され、平成9年度には住宅地図の相互保管が行われている。さらに、今後も判定士の派遣、判定資機材の備蓄等についての相互支援体制の改善を図られる。

2 応急危険度判定制度の普及・啓発

村は、県、建築関係団体と協力し、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及・啓発に努める。

第4 文化財建造物等の耐震性向上対策

1 耐震性能確保

文化財建造物は、構造・材料を変更せず旧来の形状を保存維持することを旨としているため、現行の建築基準法に基づいた補強策が採用しがたい。このため、平成8年1月、文化庁において策定された「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」及び平成11年4月、文化庁において策定された「重要文化財(建造物)耐震診断指針」(平成24年6月改正)に則し、耐震性能の確保を図る。

従来の文化財建造物における耐震対策については、一旦建造物を解体し補修後組み立て直す根本修理の際に、構造材に沿って補強材を新たに組み込む手法を旨としてきた。ただ時間や経費が長大にかかるため実施件数が少なく、発生が懸念される巨大地震への備えが間に合わないことが懸念されてきた。近年、大規模修理時以外の簡易な耐震補強手法の検討も進んでおり、所有者から修理執行を受託する県は所有者や関係機関と協議しながら、耐震対策工事を推進する必要がある。

なお、文化財建造物の耐震性向上には、定期的かつ適切な小規模修理や、日常的な維持管理を行うことに大きな効果がある。村は、県の協力を得て、文化財所有者若しくは管理者に対し、周辺環境も含め建物内外を良好に保全するよう指導する。

第5 その他

1 ブロック塀・石塀等対策

村は、ブロック塀等の倒壊による災害を未然に防止するために、通学路等を中心とした既存塀の改修も含め、ブロック塀等の耐震性向上の促進に努める。

2 落下物等対策

村は、地震等による落下物からの危害を防止するため、窓ガラス、看板、タイル等の落下 危険のあるものについて、その実態を、防災査察等を活用して調査し、必要な改善指導を行う。

3 家具等転倒防止対策

村は、地震発生時に一般家庭等に存する家具等什器の転倒による被害を防止するため、住民に対しリーフレット類を配布する等、家具類の安全対策の知識の普及を図る。

第14節 災害に強い道づくり

(総務課・住民課・産業課・建設課・議会事務局・教育委員会)

道路は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものである。県においては、紀伊半島全体のリダンダンシーを確保し、南海トラフ巨大地震等の広域的な大規模災害への対応力を高めるうえで重要な幹線道路ネットワークの整備を進めている。道路管理者は、定期的にパトロールを実施するとともに、なら安心みちネットプランに基づき道路ネットワークの遮断回避を重視した計画的な防災対策に取り組む。また、防災関係機関との連携を緊密にし、救急・救助等が迅速に実施出来るよう体制も整備するものとする。

第1 道路施設等の耐久性の強化

基本計画編 第2章 第12節「第1 道路施設等の耐久性の強化」で定めるところによる。

第2 連絡体制の整備

基本計画編 第2章 第12節「第2 連絡体制の整備」で定めるところによる。

第3 危険物及び障害物の除去等に関する資機材の確保

基本計画編 第2章 第12節「第3 危険物及び障害物の除去等に関する資機材の確保」で定めるところによる。

第4 道路利用者等に対する防災知識の普及

基本計画編 第2章 第12節「第4 道路利用者等に対する防災知識の普及」で定めるところによる。

第15節 緊急輸送道路の整備計画

(総務課・住民課・産業課・建設課・議会事務局・教育委員会)

地震災害時には、道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生することが予想されるため、 交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保することが必要である。このため、交通の混乱 を防止し、緊急輸送路を確保するための緊急輸送路の整備を計画的に推進する。

第1 緊急輸送道路の指定

基本計画編 第2章 第13節「第1 緊急輸送道路の指定」で定めるところによる。

第2 緊急輸送道路の整備

基本計画編 第2章 第13節「第2 緊急輸送道路の整備」で定めるところによる。

第3 緊急通行車両の事前届出

基本計画編 第2章 第13節「第3 緊急通行車両の事前届出」で定めるところによる。

第16節 ライフライン施設の災害予防計画

(総務課・住民課・建設課)

ライフライン施設管理者は、震災時における被害の拡大防止、ライフラインの安定供給 及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。

また、村は、ライフライン施設管理者との日頃からの連携に努め、ライフライン施設管理者との防災体制の整備を促進する。

第1 水道

基本計画編 第2章 第14節「第1 簡易水道」で定めるところによる。

第2 電力 (関西電力株式会社)

基本計画編 第2章 第14節「第2 電力(関西電力株式会社)」で定めるところによる。

第3 電信電話施設

基本計画編 第2章 第14節「第3 電信電話施設」で定めるところによる。

第17節 危険物施設等災害予防計画

(総務課・住民課・建設課)

村及び関係団体は、地震に起因する危険物施設の火災や、ガス爆発及び火薬類による災害の発生を未然に防ぐため、消防法に基づく取り締まりや、保安対策の計画及び実施に努める。

第1 危険物施設

基本計画編 第2章 第15節「第1 危険物施設」で定めるところによる。

第2 LPガス施設

基本計画編 第2章 第15節「第2 LPガス施設」で定めるところによる。

第3 火薬類施設

基本計画編 第2章 第15節「第3 火薬類施設」で定めるところによる。

第4 毒物・劇物保管施設

基本計画編 第2章 第15節「第4 毒物・劇物保管施設」で定めるところによる。

第5 放射性物質保管施設

基本計画編 第2章 第15節「第5 放射性物質保管施設」で定めるところによる。

第18節 水害予防計画

(総務課・建設課)

地震の発生により、河川管理施設等が破壊し、二次災害としての水害の発生が懸念されるため、各施設の耐震性能の評価、耐震補強等を計画的に進める。

第1 河川施設

1 河川施設の点検、整備

地震の発生により、河川管理施設、砂防施設等が破壊し、二次災害としての水害の発生が 予想される。このため、河川管理施設等の管理者は、耐震点検基準等により、各施設の耐震 度を点検し、緊急性の高い箇所から計画的な補強等の対策により耐震性の確保に努める。

また、水害情報の観測における雨量・水位観測局との通信に無線による回線機能を付加し 情報伝達経路の二重化を図るなど、地震災害においても確実な水害情報が得られるよう河川 情報基盤の整備を進める。

2 災害復旧用資材の備蓄

河川管理施設等の管理者は、地震により損害を受けた施設を速やかに応急修理できるよう、 災害復旧用資材の備蓄に努める。

第19節 地盤災害予防計画

(建設課)

地震による大規模な二次災害の発生を未然に防止するための対策の整備を図る。

第1 地盤災害危険箇所の現況

村は災害を未然に防止し、災害の拡大を防ぎ、そして災害発生時における人命救助を始めとする一連の応急対策を迅速的確に実施するため、あらかじめ災害危険区域を調査するものとする。

第2 地盤災害危険区域の周知

1 地すべり防止区域

基本計画編 第2章 第28節「第4 地すべり防止施設計画」で定めるところによる。

2 急傾斜地崩壊危険区域

基本計画編 第2章 第28節「第5 急傾斜地崩壊防止施設計画」で定めるところによる。

3 山地災害危険区域

基本計画編 第2章 第28節「第6 山地災害予防計画」で定めるところによる。

第3 宅地の安全性の向上

基本計画編 第2章 第29節「第1 宅地の安全性の向上」で定めるところによる。

第4 宅地災害の軽減・防止対策

基本計画編 第2章 第29節「第2 二次災害の軽減・防止対策」で定めるところによる。

第5 がけ地近接危険住宅移転

基本計画編 第2章 第29節「第3 災害危険住宅の移転計画」で定めるところによる。

第20節 地震火災予防計画

(総務課・住民課・企画産業課・建設課・議会事務局・教育委員会)

大地震による被害は、建築物や構造物の破壊だけでなく、地震に起因して発生する火災 によるところも大きい。したがって震災被害を最小限に軽減するために、村及び消防機 関次の対策を実施する。

第1 出火防止・初期消火

1 出火防止

村は、住民をはじめ事業所等の関係者に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために、火災予防運動等のあらゆる機械をとらえ、次の指導を徹底する。

- (1) 一般家庭に対する指導
- ① ガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火、とりわけ油鍋等を使用している場合の出火防止のため、地震時にはまず火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないこと等の指導を行う。
- ② 耐震自動しや断装置付きガス器具や石油ストーブ等の使用並びに管理の徹底を図る
- ③ 家庭用消火器、消防用設備等の設置並びにこれらの器具の取扱い方法について指導する。
- ④ 家庭用小型燃料タンクは、転倒防止装置を施すよう指導する。
- ⑤ 防火ポスター・パンフレットなどの印刷物の配布、その他火災予防期間中の、火災予防 の旗立て、告知放送による各家庭への呼びかけを通じて火災予防の徹底を図る。
- (2) 職場に対する指導
- ① 消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底を図る。
- ② 終業時における火気点検の徹底を図る。
- ③ 避難、誘導体制の総合的な整備を図る。
- ④ 災害発生時における応急措置要領を作成する。
- ⑤ 自主防災組織の育成指導を行う。
- ⑥ 不特定多数の者が出入りする施設においては、特に出火防止対策を積極的に指導する。
- ⑦ 危険物施設、プロパンガス、電気施設については、自主点検の徹底を指導するとともに、 立入り検査等を通じて安全対策の促進を図る。

2 初期消火

地震時においては、同時多発火災が予想され、消防力にも限界があることから家庭や職場などで地域住民が行う初期消火が極めて有効であり、住民による初期消火能力を高め、家庭、地域及び職場における自主防災体制を充実し、消防本部と消防団等が一体となった地震火災防止対策を推進する。

- (1) 関係機関(事業所等)
- ① 震災時には事業所独自で行動できるよう事業所における自衛消防組織等の育成強化を図るものとする。
- ② 職場の従業員及び周辺住民の安全確保のために、平素から地震時における初期消火等について具体的な対策を作成するものとする。

第2 消防力・消防水利等の整備

「消防力の整備指針」(平成 26 年 10 月 31 日消防庁告示第 28 号)並びに「消防水利の規準」 (平成 26 年 10 月 31 日消防庁告示第 29 号)を充足するため、次のとおり消防組織の充実を図り、消防設備等の整備に努める。

1 消防力の整備

基本計画編 第2章 第30節「第2 消防力・消防水利等の整備」で定めるところによる。

2 消防水利の整備

地震時には、水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の使用が困難になり、防火水槽の破損も予想されるため、消火栓に偏らない計画的な水利配置を行うとともに、消防水利の耐震化及び自然水利等の確保を図る。

- (1) 耐震構造の防火水槽の整備を推進するとともに、河川などの自然水利等の確保をより一 層推進していく。
- (2) 火災の延焼拡大の危険性が高い地域や消防活動の困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽の整備を推進する。
- (3) 家庭における風呂水等の活用等について啓発・指導する。

【災害応急対策及び復旧への備え】

第21節 防災体制の整備計画

(総務課・住民課・産業課・建設課・議会事務局・教育委員会)

村は、平常時から防災に係る組織体制等の整備、充実を図る。大規模災害時には全職員が災害対応に当たることを踏まえ、平素から職員の意識高揚、災害対応能力の向上を図る。

第1 村の活動体制

1 災害対策本部体制の充実

(1)活動体制の整備

村は、災害時に災害対策本部を速やかに設置できるよう災害対策本部室の場所、設置手順等を定めるとともに、職員の動員・配備・任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。また、平素から研修、訓練等を通じ、職員の防災意識の高揚と災害対応能力の向上を図る。

村は、災害応急対策施設を備えた防災拠点、災害管理対策拠点(「第2章第13節 緊急輸送道路の整備計画」参照)等の整備に努めるとともに、住民が災害時に自ら防災活動を行いやすい環境整備に努める。

(2) 初動体制の習熱

初動段階の成否がその後の応急対策活動に大きく影響することから、村は意思決定者、 配備基準、指揮命令系統について職員に対して習熱を図る。

- (3) 災害対策本部設備等の整備
- ① 備品の固定及び落下物の防止措置
- ② 停電時に備えた非常電源の整備
- ③ 無線機器の点検・整備
- ④ 村内地図、防災関係機関の連絡簿、その他本部設置に必要な物品の整備
- ⑤ 災害応急対策に従事する職員の食料、毛布、衣服等の確保

2 防災拠点の整備

村は、災害応急対策施設を備えた防災拠点の整備に努めるとともに、住民が災害時に自ら 防災活動を行い易い環境整備に努める。

第2 防災関係情報の共有化

基本計画編 第2章 第16節「第2 防災関係情報の共有化」で定めるところによる。

第22節 航空防災体制の整備計画

(総務課)

村は、災害時において情報収集、交通の途絶時の救急・救助・消火活動を迅速かつ的確に行うため、県消防防災へリコプターの受入体制を整えるよう努める。

第1 緊急ヘリポートの整備

基本計画編 第2章 第17節「第2 緊急ヘリポートの整備」で定めるところによる。

第23節 通信施設の整備計画

(総務課・産業課)

災害時に被害情報を迅速かつ確実に収集し、避難情報などを住民に確実に伝達できるよう、告知放送をはじめ多様な伝達手段を整備・確保する。

第1 村防災行政無線設備

基本計画編 第2章 第18節「第1 村防災行政無線設備」で定めるところによる。

第2 電信電話設備(災害時優先電話)

基本計画編 第2章 第18節「第3 電信電話設備(災害時優先電話)」で定めるところによる。

第3 非常通信体制の充実強化

基本計画編 第2章 第18節「第4 非常通信体制の充実強化」で定めるところによる。

第4 通信訓練

基本計画編 第2章 第18節「第5 通信訓練」で定めるところによる。

第5 緊急速報メール

基本計画編 第2章 第18節「第6 緊急速報メール」で定めるところによる。

第6 公共情報コモンズ (Lアラート)

基本計画編 第2章 第18節「第7 公共情報コモンズ(Lアラート)」で定めるところによる。

第7 孤立集落への通信

基本計画編 第2章 第18節「第8 孤立集落への通信」で定めるところによる。

第24節 孤立集落対策

(総務課)

平成23年の紀伊半島大水害において、孤立集落が多数発生した経験から、通信及び道路の途絶により孤立する可能性のある地域において、発生の未然防止、及び発生に備えた対策の充実を図る。

村は、道路寸断等による物理的な孤立だけでなく、外部と連絡が取れなくなる通信孤立があることをあらかじめ認識しておく。

第1 村、県、住民・自主防災組織の役割分担

基本計画編 第2章 第19節「第1 村、県、住民・自主防災組織の役割分担」で定めるところによる。

第25節 支援体制の整備(県外で災害発生の場合)

(総務課)

東日本大震災における対応の経験を踏まえて、県外被災地への人的支援、県外からの避難者の受入を実施する場合に、村としての対応、県や関係団体との連携した支援体制の整備について必要な項目を定める。

第1 人的支援体制の整備

基本計画編 第2章 第20節「第1 人的支援体制の整備」で定めるところによる。

第2 被災者受入体制の整備

基本計画編 第2章 第20節「第2 被災者受入体制の整備」で定めるところによる。

第3 広域防災体制の確立

基本計画編 第2章 第20節「第3 広域防災体制の確立」で定めるところによる。

第4 ボランティア等の活動体制

基本計画編 第2章 第20節「第4 ボランティア等の活動体制」で定めるところによる。

第26節 受援体制の整備(村内で災害発生の場合)

(総務課)

村内において地震が発生し、村では救援措置等の実施が困難な場合に、県、他の市町村、 都道府県及び防災関係機関からの支援を迅速かつ円滑に受けることができるよう整備す る。

第1 防災関係機関の相互応援体制の整備

基本計画編 第2章 第21節「第1 防災関係機関の相互応援体制の整備」で定めるところによる。

第2 応援受入体制の整備

基本計画編 第2章 第21節「第2 応援受入体制の整備」で定めるところによる。

第3 広域防災体制の確立

基本計画編 第2章 第21節「第3 広域防災体制の確立」で定めるところによる。

第4 ボランティア等の活動体制

基本計画編 第2章 第21節「第4 ボランティア等の活動体制」で定めるところによる。

第27節 医療計画

(住民課)

災害発生後 48 時間 (いわゆる「急性期」) は、被災地への重点的な医療資源投入による 救命医療及び重症傷病者の被災地外への搬送を行い、助けられる命を一人でも多く助け る。また、急性期以降は、被災者に対する、医療救護、健康相談、こころのケアなど、 様々な医療の提供が必要となってくる。

このため、災害の規模や原因、発生場所、発生時刻などの違いや、災害発生からの時間 の経過に伴う医療ニーズの変化に的確に対応できる医療救護体制の整備を図る。

災害は、自然災害と人為的な要因による人為災害に大別され、いずれも被災区域が広域的なもの(広域災害)と、局地的な範囲に留まるもの(局地災害)がある。また、被災・被害の程度は、発生場所、発生時刻、発生時期により大きく異なることから、災害発生時に提供すべき医療は、時間の経過に伴い刻々と変化する。

特に一般的に急性期とされる災害発生後 48 時間は、被災地へ重点的に医療資源を投入することにより救命医療を行うとともに、重症傷病者は被災地外に搬送し、「助けられる命を一人でも多く助ける」ことが必要となる。

また、急性期以降は、避難所等で避難生活を強いられる被災者の生命を守るため、医療救護、 健康相談、こころのケアなど、様々な医療の提供が必要となってくる。

そのため、それぞれの状況に的確に対応できる医療救護体制の整備を図っていく必要がある。

第1 医療救護体制の整備

基本計画編 第2章 第22節「第1 医療救護体制の整備」で定めるところによる。

第2 医療機関の耐震性の向上・医療提供機能の確保

基本計画編 第2章 第22節「第2 医療機関の耐震性の向上・医療提供機能の確保」で定めるところによる。

第28節 防疫予防計画

(住民課)

災害時の防疫を円滑に実施するため、あらかじめ実施組織の体制や計画の策定、訓練の 実施等について、基本的な事項を定める。

第1 防疫実施組織の設置

基本計画編 第2章 第23節「第1 防疫実施組織の設置」で定めるところによる。

第2 防疫計画の策定

基本計画編 第2章 第23節「第2 防疫計画の策定」で定めるところによる。

第3 防疫・保健衛生用資機材等の整備

基本計画編 第2章 第23節「第3 防疫・保健衛生用資機材等の整備」で定めるところによる。

第4 職員の訓練

基本計画編 第2章 第23節「第4 職員の訓練」で定めるところによる。

第29節 火葬場等の確保計画

(総務課・住民課)

災害時には、死者の遺体の火葬等が円滑に実施できない場合が想定されるため、あらか じめデータベースの整理や、葬祭業者や近隣市町村等との連携体制を整備する。

第1 火葬の受入れ体制の把握

基本計画編 第2章 第24節「第1 火葬の受入れ体制の把握」で定めるところによる。

第2 応援協力体制の確立

基本計画編 第2章 第24節「第2 応援協力体制の確立」で定めるところによる。

第30節 廃棄物処理計画

(建設課)

震災により排出される廃棄物(倒壊・焼失家屋等から排出される木材・家具などの廃棄 物や生活ごみ、し尿等)を迅速に処理し、早期復旧に資するため、村が実施する対策に ついて定める。

第1 災害廃棄物処理計画による体制整備

基本計画編 第2章 第25節「第1 災害廃棄物処理計画による体制整備」で定めるところによる。

第2 相互支援体制の構築

基本計画編 第2章 第25節「第2 相互支援体制の構築」で定めるところによる。

第3 廃棄物処理施設等の確保

基本計画編 第2章 第25節「第3 廃棄物処理施設等の確保」で定めるところによる。

第31節 食料、生活必需品の確保計画

(住民課)

大規模地震の発生に際し、被災住民の保護を目的とした食料及び生活必需品等(以下、「物資」という。)の調達及び供給について、村・県・住民などそれぞれの役割分担を明確にして、平常時から調達及び供給体制の確立を図る。

第1 村民・村・県の役割分担

基本計画編 第2章 第26節「第1 村民・村・県の役割分担」で定めるところによる。

第2 平常時の物資調達

基本計画編 第2章 第26節「第2 平常時の物資調達」で定めるところによる。

第3 報告

基本計画編 第2章 第26節「第3 報告」で定めるところによる。

第4 食料等の備蓄率の向上

基本計画編 第2章 第26節「第4 食料等の備蓄率の向上」で定めるところによる。

第32節 文化財災害予防計画

(教育委員会)

文化財の種類は多岐にわたり、予想される災害も一律ではない。文化財は後世に伝えるべき貴重な財産であるが、保存のみでなく活用とも調和が取れた維持管理が求められている。文化財に対する災害予防対策もまたそのような特性を踏まえたものでなくてはならない。本計画は国指定及び県指定の文化財(以下、「文化財」という。)を対象とし、火災、風水害等だけでなく、盗難・毀損、さらには虫害、材質劣化等の平常時における被害も含めた災害全般に対する予防対策とする。

第1 基本計画

基本計画編 第2章 第27節「第1 基本計画」で定めるところによる。

第2 文化財種別対策

基本計画編 第2章 第27節「第2 文化財種別対策」で定めるところによる。

第3 災害別対策(文化財災害予防対策)

基本計画編 第2章 第27節「第3 災害別対策(文化財災害予防対策)」で定めるところによる。

【その他】

第33節 防災用資機材整備計画

(総務課・建設課)

村は、村が保有する災害応急措置に必要な資機材を、災害時に有効使用できるよう、常時点検整備を行う。

大規模災害発生時には、道路や通信網が途絶するとともに、広域にわたり防災用資機材の調達需要が発生することが予想されるため、防災用資機材の備蓄を計画的に行う必要がある。

なお、資機材配備、施設の耐震化には留意する。

基本計画編 第2章 第33節「災害対策用資機材施設点検整備計画」で定めるところによる。

第3章 災害応急対策計画

【住民避難】

第1節 避難行動計画

(総務課)

震災発生時における人的被害を軽減するため、防災関係機関は連絡調整を密にし、避難 勧告等の発令や住民に対する情報伝達等、適切な避難誘導を行う必要がある。

第1 避難勧告等の発令

基本計画編 第3章 第1節 「第1 避難勧告等の発令」で定めるところによるが、以下に 留意する。

(1) ③避難の準備、勧告、指示の基準 (イ) 災害種別の具体的な判断基準 は以下のとおりとする。

地震に関する避難勧告等の発令は、以下の基準に基づき行う。

表 地震時の避難指示等の判断基準

発令区分	判断基準	
避難勧告	・震度4以上や長時間のゆっくりした揺れが発生し、被害が発生するなど避難の必要を村長が認めるとき	
避難指示		

注. 夜間であっても躊躇なく避難勧告等を発令する。

第2 警戒区域の設定

基本計画編 第3章 第1節「第3 警戒区域の設定」で定めるところによる。

第2節 避難生活計画

(総務課・住民課・建設課)

避難所は地域の支援拠点としての機能を有するものである。村は、平時からの取組を活かし、良好な生活環境の確保に配慮した、円滑な避難所運営ができるように努める。在宅被災者等についても、早期の人数把握に努め、必要な物資や情報が確実に行き渡るようにする。

第1 避難所の設置

基本計画編 第3章 第2節「第1 避難所の設置」で定めるところによる。

第2 県への報告

基本計画編 第3章 第2節「第2 県への報告」で定めるところによる。

第3 避難所の運営

基本計画編 第3章 第2節「第3 避難所の運営」で定めるところによる。

第4 在宅被災者等への支援

基本計画編 第3章 第2節「第4 在宅被災者等への支援」で定めるところによる。

第3節 帰宅困難者対策計画

(総務課・住民課)

震災発生直後に、人々が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、災害応急対策実施に対する障害となったり、二次災害が発生したりするおそれがある。

このため、早期に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼びかけるとともに、 帰宅困難者への速やかな情報提供や状況が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。

第1 発災直後の対応

1 一斉帰宅抑制の呼びかけ

村は、発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、村民に対してむやみに移動を開始しないことの呼びかけを行う。

第2 帰宅困難者への情報提供

村は、帰宅困難者に対し、地震に関する情報、地域の被害情報に関する情報などについて情報提供を行う。

第3 一時滯在施設の開設

村は、あらかじめ指定した一時滞在施設について、施設の安全を確認した上で、一時滞在施設として開設する。

第4 徒歩帰宅支援

村は、徒歩で帰宅する帰宅困難者に対し、通行可能な道路情報に関する情報などを提供する。

第4節 要配慮者の支援計画

(総務課・住民課)

水害・土砂災害等と異なり、地震は突発的な災害であるため、公的支援が提供されるのに時間がかかることが想定される。したがって、先ずは自主防災組織などの地域の避難 支援組織が災害発生後に地域住民の安否確認を行い、救助・避難支援を行う。

地震の場合は、平時に想定していない方が負傷等により要配慮者になる可能性があるため、平時の避難行動要支援者名簿登載者だけでなく、これらの方々の情報も、自主防災組織等が可能な限り収集し、村へ伝達する。なお、避難場所については個別支援計画に定めた避難先に避難支援するが、災害の規模や現地の状況によってはこれにこだわらず、「命を守る」という視点に立って柔軟に対応する。

避難後の要配慮者への支援については、一般の場合と同様に対応していくこととなるが、災害の規模によっては長期の避難生活を余儀なくされる場合もあるため、要配慮者一人ひとりの特性に応じた避難生活の支援を行えるよう、医師、保健師、管理栄養士等の専門家の協力も得て、特に健康面やこころのケアにも留意する。

第1 避難行動要支援者への支援

基本計画編 第3章 第3節 「第2 避難行動要支援者への支援」で定めるところによる。

第2 要配慮者関連施設等に係る対策

1 村

(1) 入所者・利用者の安全確保

施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先的に隣接する地域の 社会福祉施設等に措置する。

- (2) 支援活動
- ① ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。
- ② ライフラインの復旧までの間、水、食料等の確保のための措置を講ずる。
- ③ ボランティアへの情報提供などを含めマンパワーを確保する。

2 関係機関

要配慮者関連施設の管理者

(1)入所者・利用者の安全確保

あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やか入所者・利用者の安全を確保するものとする。

- (2) 応援要請等
- ① 日常生活用品及びマンパワーの不足数について、近隣市町村、県に対し、他の施設から の応援の斡旋を要請するものとする。
- ② それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用することにより、被災地の支援を行うものとする。

第5節 住宅応急対策計画

(住民課・建設課)

震災時には、住居の全壊、全焼等が多数発生することが予想され、住居を喪失した村民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。また、一部損壊の住居も 多数発生するので、応急修理をするために必要な資材等の確保が急務である。

このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。

第1 趣旨

基本計画編 第3章 第4節「第1 趣旨」で定めるところによる。

第2 応急仮設住宅の確保

基本計画編 第3章 第4節「第2 応急仮設住宅の確保」で定めるところによる。

第3 住宅の応急修理

基本計画編 第3章 第4節「第3 住宅の応急修理」で定めるところによる。

第4 公営住宅の特例使用

基本計画編 第3章 第4節「第4 公営住宅の特例使用」で定めるところによる。

第5 関係団体等との連携による民間賃貸住宅等の応急借上げ住宅の紹介

基本計画編 第3章 第4節「第5 関係団体等との連携による民間賃貸住宅等の応急借上げ住宅の紹介」で定めるところによる。

【発災時の対応】

第6節 活動体制計画

(総務課・住民課・企画産業課・建設課・議会事務局・教育委員会)

村域に大規模な地震災害が発生し、又は地震が発生して被害が発生しているおそれがある場合に、村は、速やかに災害対策本部等の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、関係機関と緊密な連携を図りつつ地震災害の発生を防ぎょし、又は応急的救助を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

第1 防災組織計画

1 防災関係機関の体制

村は、大規模地震発生時には、応急対策を総合的に推進する中心的な組織である災害対策本部をできる限り速やかに設置または自動設置し、速やかに活動体制を確立する。

各防災関係機関(災害応急対策責任者)は、それぞれの災害対策本部等を設置し、災害の拡大を防止するための活動体制を確立し、応急対策活動を実施する。

各防災関係機関の系統図は、基本計画編第3章第5節「第1 1 防災関係機関の体制」で 定めるところによる。

2 野迫川村防災会議

基本計画編第3章第5節「第1 2 野迫川村防災会議」で定めるところによる。

第2 村の活動体制

村は、地震災害の発生又は災害のおそれがある場合において、被害発生の未然防止及び災害応急対策を実施するため、次の基準により配備体制を整える。

勤務時間外に配備基準以上の地震が村内で発生した場合、該当職員は村からの連絡を待たずに自動招集する。

体制	配備基準	動員体制
警 戒体 制	①村内で震度4の地震が発生したとき	●勤務時間内:企画総務部長+防災担当 職員+建設課
災 警戒本部 体 制	①村内で震度5弱の地震が発生したとき	●勤務時間内:各部長
災害対策本部制	①村内で震度 5 強以上の地震が発生したとき	●全職員

表 野迫川村の配備体制 (震災時)

第3 警戒体制

1 警戒体制の配備

総務課長は、本節第2 村の活動体制「表 野迫川村の配備体制(震災時)」で定める場合で必要と認めるときは警戒体制をとる。

2 警戒体制の動員

警戒体制の動員は、総務課長、防災担当職員、建設課とする。

なお、勤務時間外において警戒体制をしく必要が生じた場合は、自動招集する。

3 警戒体制の活動内容

警戒体制の要員は、主として情報の収集・伝達にあたる。

第4 災害警戒本部体制

1 災害警戒本部の設置

副村長は、本節第2 村の活動体制「表 野迫川村の配備体制(震災時)」で定める場合で必要と認めるときは、災害対策本部の前段階となる災害警戒本部を設置する。

災害警戒本部を設置したときは、村民に公表する。

災害警戒本部の設置に際し、意思決定権者が不在又は連絡不能で、特に緊急に意思決定を 必要とする場合においては、下記の順位により所定の決定権者に代わって意思決定を行うも のとする。

表 意思決定権者順位

第1順位	第2順位	第3順位
副村長	教育長	総務課長

2 災害警戒本部の設置場所

災害対策本部の設置場所は、役場庁舎とする。

なお、災害により本部施設が使用不能となった場合は、被災を免れた最寄りの公共施設内に設置する。

3 災害警戒本部の動員

副村長は、災害警戒本部体制を決定したときは、各部長を動員する。

なお、勤務時間外において警戒体制をしく必要が生じた場合は、自動招集する。

村外出張者は、役場に連絡し、招集に関する指示を受ける。

4 災害警戒本部の活動内容

災害警戒本部においては、主に次の活動を行うものとする。

- (1) 気象情報等の収集・伝達
- (2) 震災(余震)に対する警戒活動
- (3) 村域の被害情報の収集
- (4) 県及び関係機関への被害状況の伝達
- (5) 住民への気象情報等の伝達

5 災害警戒本部の廃止等

基本計画編第3章第5節「第42 災害対策本部の設置場所」で定めるところによる。

第5 災害対策本部体制

1 災害対策本部の組織体制

災害対策本部の組織は、野迫川村災害対策本部条例(昭和 42 年条例第 7 号)および野迫川村災害対策本部規定に定めるとおりとする。

2 災害対策本部の設置

村長は、本節第2 村の活動体制「表 野迫川村の配備体制(震災)」で定める場合で必要

と認めるときは、災害対策基本法第 23 条の二第 1 項の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

災害対策本部を設置したときは直ちにその旨を防災会議の委員に通知し、村民には公表する。また、県防災統括室にも報告する。

意思決定権者については、基本計画編第3章第5節「第5 2 災害対策本部の設置」で定めるところによる。

3 災害対策本部の設置場所

基本計画編第3章第5節「第5 3 災害対策本部の設置場所」で定めるところによる。

4 災害対策本部の動員及び体制

(1)動員

①動員(勤務時間内)

村長は、災害対策本部体制を決定したときは、全職員に対して動員を指示する。

企画情報班は、動員が決定された場合は、直ちに各班に連絡しなければならない。連絡 を受けた各班は、所定の動員を行うとともに、動員した人員、その他必要な事項を企画情 報班に連絡しなければならない。

村外出張者は、役場に連絡し、招集に関する指示を受ける。

②動員(勤務時間外)

勤務時間外において警戒体制をしく必要が生じた場合は、自動招集する。

ただし、勤務時間外に大規模地震が発生し、交通機関の途絶等によって災害対策本部の 正常な運営が直ちにできない場合は、あらかじめ村長が指名する緊急防災要員等による初 動体制によって、被害状況の把握等を行うとともに、災害応急対策を実施する。

村内居住者は、集合基準に沿った行動をとる。集合が必要な場合は、役場までの経路の 状況を把握し、本部に情報を伝達する。

道路状況等により、集合が困難と判断される場合は、居住地区の消防団と連携をとり、 住民の避難や人命救助業務に従事する。また、状況により本部との連絡手段の確保に努め、 できるだけ早く状況報告を行う。

村外居住者は、集合基準に沿った行動をとる。本部との連絡が可能な場合は、本部が必要とする物資(水、食料品等)を確保の上、役場へ集合する。

被害が甚大で役場への集合が困難と判断される場合は、その時点で予想される物資(水、食料品等)を確保し、集合可能となるまで待機する。

(2)活動内容

基本計画編第3章第5節 「第5 4 (2)活動内容」で定めるところによる。

5 県からの連絡員の派遣(災害時緊急連絡員)

基本計画編第3章第5節「第55県からの連絡員の派遣(災害時緊急連絡員)」で定めるところによる。

6 災害対策本部の廃止

基本計画編第3章第5節「第5 6 災害対策本部の廃止」で定めるところによる。 基本計画編第3章第5節「第5 野迫川村災害対策本部[組織図]」で定めるところによる。 基本計画編第3章第5節「第5 表 野迫川村災害対策本部の組織、事務分掌」で定めるところによる。

第7節 災害情報の収集・伝達計画

(総務課・住民課・企画産業課・建設課・議会事務局・教育委員会)

村、県、各防災関係機関は、災害情報(被害状況、避難状況等)の迅速・的確な把握に 努める。村等(消防本部等含む)は把握した情報を速やかに県に報告し、各防災関係機 関は、県から求めがあれば速やかに自らの把握している災害情報を報告する。県は、市 町村、各防災関係機関が把握する災害情報の早期の収集、迅速・的確な把握に努め、必 要に応じて国や他機関に報告し、適切な連携を図る。

第1 地震情報の伝達

1 地震に関する情報

- (1) 地震に関する情報
- ① 地震に関する情報の種類

種類	内 容
震源・震度に関する情報 (気象庁)	震度3弱以上が観測された場合、震源要素、その地域名と市町村名を発表する。なお、震度5弱以上になった可能性がある市町村の震度情報が得られていない場合、その事実を含めて発表する。また、津波の有無を付記する。
各地の震度に関する情報 (気象庁)	震度1以上が観測された場合、震源要素、その観測点名を発表する。なお、震度5弱以上になった可能性がある観測点の 震度情報が得られていない場合、その事実を含めて発表する。また、津波の有無を付記する。
地震回数に関する情報 (気象庁)	大きな地震が発生するなど、地震が多発した場合、1時間あたりの震度 1 以上の地震発生回数を震度ごとにまとめて発表する。
緊急地震速報 (気象庁)	地震波が 2 点以上の地震観測点で観測され、最大震度が 5 以上と予想された場合、地震の発生時刻、発生場所(震源) の推定値、地震発生場所の震央地名を発表する。また、強い 揺れ(震度 5 以上)が予想される地域及び震度 4 が予想さ れる地域名も発表する。
奈良県震度情報ネットワー クシステムの震度 (奈良県)	奈良県震度情報ネットワークシステムの各震度計は震度 1 以上で震度を観測し、県消防防災課へ送信する。 県消防防災課では、この震度情報を震度1以上で奈良地方気 象台に通知する。また、震度3以上で県内市町村及び消防本 部に、震度4以上で消防庁、県警警備2課及び陸上自衛隊 第4施設団に通知する。

②地震に関する情報の通知基準

奈良県地方気象台は、次の基準により「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」を県(消防防災課)、県警(警備第二課)、日本放送奈良放送局に通知する。 (ア)県内で震度3以上を観測したとき

(イ)その他、地震に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるとき

③ 地震に関する情報に使用する震度観測地点

震度発表名称	観測点所在地
野迫川村北股	野迫川村大字北股84番地(野迫川村役場)

2 情報の受理、伝達

(1) 各機関の受理、伝達

気象庁からの地震情報は、オンラインで県へ送られる。

県からは、県防災行政無線等により、村、消防本部、関係機関へ情報が送られる。 村その他防災関係機関は、緊急地震速報の受信体制の整備とともに告知放送等により、 迅速に住民等へ情報を伝達するよう努める。

(2) 伝達系統図

地震に対する情報の伝達系統は次頁のとおりとする。

県防災統括室では、この震度情報を震度1以上で奈良地方気象台に通知する。また、震度3以上で県内市町村及び消防本部に、震度4以上で消防庁、県警警備第二課及び陸上自衛隊第4施設団に通知する。

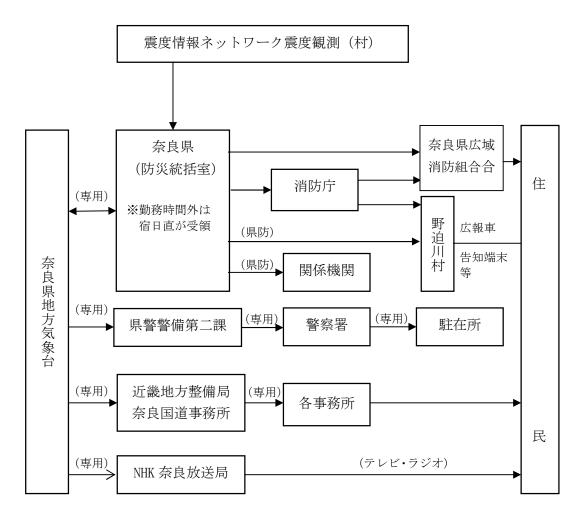


図 伝達系統図

注. (県防) は県防災行政無線、(専用) は専用線または専用無線 出典:「奈良県地域防災計画」(平成26年3月、奈良県)

第2 早期災害情報の収集

基本計画編 第3章 第6節「第3 早期災害情報の収集」で定めるところによる。

第3 災害情報の調査・報告計画

1 被害状況、避難状況等の調査

基本計画編 第3章 第6節「第4 1 被害状況、避難状況等の調査」で定めるところによる。

2 報告の基準

村は、下記に該当する災害について、被害状況及び応急措置の実施状況等を県防災統括室 及び県担当課へ報告する。

(1) 即報基準

(一般基準)

- ① 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- ② 奈良県または市町村が災害対策本部を設置したもの。
- ③ 災害が 2 都道府県以上にまたがるもので、1 の都道府県における被害は軽微であって も全国的にみた場合に同一災害で大きな被害が生じているもの。
- ④ 災害が 2 市町村以上にまたがるもので、1 の市町村における被害は軽微であっても全 県的にみた場合、同一災害で大きな被害が生じているもの。
- ⑤ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの。
- ⑥ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後①から⑤の要件に該当する災害に発展 するおそれがあるもの。
- (7) 地震が発生し、区域内で震度4以上を記録したもの。
- ⑧ その他、災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの。

3 直接報告基準

村は、村内で震度5強以上を記録した場合(被害の有無を問わない。)には、県に加え、直接、総務省消防庁に対しても報告するものとする。

第4 県防災統括室への報告

基本計画編第3章第6節「第5 県防災統括室への報告」で定めるところによる。

第5 報告を行うことができない場合

基本計画編第3章第6節「第6 報告を行うことができない場合」で定めるところによる。

第6 村事業担当課等から県事業担当課への報告

基本計画編第3章第6節「第7 村事業担当課等から県事業担当課への報告」で定めるところによる。

第7 被災者の安否情報

基本計画編第3章第6節「第8 被災者の安否情報」で定めるところによる。

第8節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画

(総務課)

救出救助活動、人員・物資の輸送活動、空中消火活動、上空偵察活動等のためにヘリコプターの派遣要請を必要とする場合は、迅速・的確に連絡を取り派遣を要請、受入の調整や準備を行う。

第1 県消防防災ヘリコプターの派遣要請

基本計画編 第3章 第7節「第1 県消防防災へリコプターの派遣要請」で定めるところによる。

第2 自衛隊へのヘリコプター派遣要請

基本計画編 第3章 第7節「第2 自衛隊へのヘリコプター派遣要請」で定めるところによる。

第3 警察へのヘリコプター派遣要請

基本計画編 第3章 第7節「第3 警察へのヘリコプター派遣要請」で定めるところによる。

第4ドクターへリ派遣要請

基本計画編 第3章 第7節「第4 ドクターヘリ派遣要請」で定めるところによる。

第5 受入準備

基本計画編 第3章 第7節「第5 受入準備」で定めるところによる。

第6 離着陸不能の条件

基本計画編 第3章 第7節「第6 離着陸不能の条件」で定めるところによる。

第7 輸送ルートの確保

基本計画編 第3章 第7節「第7 輸送ルートの確保」で定めるところによる。

第9節 通信運用計画

(総務課)

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、防災関係機関相互及び住民との間における気象等に関する予警報及び情報、その他災害応急対策に必要な指示、命令等の受伝達の迅速確実を図ることはもとより、村の地勢からひとたび災害が発生すれば孤立地域の発生も予想されるため、山間集落の過疎化、高齢化と相まって、その対策も考慮した通信施設を適切に利用して通信連絡体制の万全を期する。

第1 通信手段

基本計画編 第3章 第8節「第1 通信手段」で定めるところによる。

第10節 広報計画

(総務課・住民課)

災害時に、県民の安全・安心の確保及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、 テレビ、ラジオ、新聞、広報車等のあらゆる広報媒体を利用して、被災者等への広報活動を行う。

第1 各機関の広報活動

基本計画編 第3章 第9節「第1 各機関の広報活動」で定めるところによる。

第2 記録写真の撮影、収集並びに記録動画等の作成

基本計画編 第3章 第9節「第2 記録写真の撮影、収集並びに記録動画等の作成」で定めるところによる。

第11節 支援体制の整備(村外で災害発生の場合)

(総務課)

東日本大震災における対応の経験を踏まえて、県外被災地への人的支援、県外からの避難者の受入を実施する場合に、村としての対応、県や関係団体との連携した支援体制の整備について必要な項目を定める。

第1 被災地への人的支援

基本計画編 第3章 第10節「第1 被災地への人的支援」で定めるところによる。

第2 村内への避難者の受入対応

基本計画編 第3章 第10節「第2 村内への避難者の受入対応」で定めるところによる。

第3 物的支援

基本計画編 第3章 第10節「第3 物的支援」で定めるところによる。

第4 ボランティア等の活動体制

基本計画編 第3章 第10節「第4 ボランティア等の活動体制」で定めるところによる。

第12節 受援体制の整備(村内で災害発生の場合)

(総務課)

村内において災害が発生し、応急対応または、応援措置等の実施が困難な場合に、他の 市町村、都道府県及び防災関係機関からの支援を迅速かつ円滑に受けることができるよ う整備する。

第1 他市町村との相互協力

基本計画編 第3章 第11節「第1 他市町村との相互協力」で定めるところによる。

第2 警察活動に関する応援要請

基本計画編 第3章 第11節「第2 警察活動に関する応援要請」で定めるところによる。

第3 自衛隊への災害派遣要請計画

基本計画編 第3章 第11節「第3 自衛隊への災害派遣要請計画」で定めるところによる。

第4 緊急消防援助隊の応援要請計画

基本計画編 第3章 第11節「第4 緊急消防援助隊の応援要請計画」で定めるところによる。

第5 広域航空消防応援要請計画

基本計画編 第3章 第11節「第5広域航空消防応援要請計画」で定めるところによる。

第13節 公共土木施設の初動応急対策

(建設課)

大規模災害により道路、橋梁、あるいは河川管理施設等の公共土木施設が被害損傷を受けた場合には、二次災害の防止に配慮しつつ、早急に施設の機能回復のため応急復旧の措置を講ずる必要がある。そのため、これらの施設については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図るものとし、災害時職員対応マニュアルに基づき初動対応を実施する。

第1 被災直後の初期段階での対応

基本計画編 第3章 第12節「第1 被災直後の初期段階での対応」で定めるところによる。

第2 県による情報提供

基本計画編 第3章 第12節「第2 県による情報提供」で定めるところによる。

第14節 建築物の応急対策計画

(建設課)

大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性 や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命に かかわる二次的災害を防止する。

第1 被災建築物の応急危険度判定

1 公共建築物

庁舎・避難施設等の防災上重要な建築物は、県から派遣される被災建築物応急危険度判定 士等により、速やかに応急危険度判定を行い、その結果、崩壊等の危険性が高い場合は、立 ち入り禁止等の措置を執るよう施設管理者に勧告する。

2 民間建築物

村は、大規模地震で被災した建築物の倒壊、部材の落下等による人命への二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。

(1) 村

村は、被害の状況に応じて被災建築物応急危険度判定実施本部を設置し、判定実施区域、 優先順位、判定実施期間、判定対象となる建築物、判定に必要な判定士及びコーディネーターの人数、必要な資機材の充足状況等の計画を作成の上、被災建築物の応急危険度判定 を実施する。実施にあたって必要に応じ、県に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請 する。村は応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有 者等にその危険度を周知し、崩壊等の危険性が高い場合は、立ち入り禁止等の措置を執る よう勧告する。また、判定結果に対する相談等に対応するための相談窓口を設置する。

(2) 県

県は、被災建築物応急危険度判定支援本部を設置し、村の実施本部からの派遣要請に基づき、事前に登録された被災建築物応急危険度判定士に対して出動を要請する。

被災建築物が膨大な数になり、判定士数がさらに不足する場合は、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、応援主管府県等(応援主管府県:大阪府、応援副主管府県:京都府)へ被災建築物の応急危険度判定の支援を要請する。

第15節 公園、緑地の応急対策計画

(総務課・産業課)

震災等の災害時に公園、緑地は一時的な避難場所として、また地域の活動拠点として活用されることから、速やかに応急対策を実施する。

第1 公園、緑地

1 応急措置

公園管理者は、公園施設の被災状況を把握するため、公園内及び周辺の巡視を行い情報収 集に努める。

公園・緑地は、震災時の避難場所・避難路として使用を可能とするため、広場、建物等の 被害箇所の応急措置の実施及び避難場所へ至る避難路(園路等)の確保に努める。

2 応急対策

(1)公園、緑地

公園管理者は、公園施設の被害状況及び復旧資機材を考慮して、速やかに応急対策を実施する。

特に、避難場所となる広場、建物等へ至る主要経路については、優先的に復旧作業を行い公園機能の回復に努める。

(2) 占用施設

上下水道、電気、ガス、電話等公園占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者は、公園管理者に通報する。また、緊急時に当該施設の管理者は、現場付近へ立入禁止、避難の誘導、周知等公園利用者の安全確保のための措置をとり、事後速やかに公園管理者に連絡するとともに応急対策を実施する。また、公園管理者は必要に応じて協力、支援等を行う。

第16節 道路等の災害応急対策計画

(建設課)

道路は、震災発生時において消火・救急救助活動及び緊急物資輸送等を支える重要な施設であり、一刻も早い機能回復が求められる。このため速やかに情報収集を行い、路上の障害物の除去や簡易な作業による早期の道路啓開に努める。また、災害の拡大防止や二次災害の防止、交通路の安全確保のための応急対策を実施する。道路機能に関する情報は、速やかに報道機関等を通じて村民へ広報する。

第1 被害状況の把握と情報発信

基本計画編 第3章 第13節「第1 被害状況の把握と情報発信」を準用する。

第2 道路啓開と応急対策

基本計画編 第3章 第13節「第2 道路啓開と応急対策」で定めるところによる。

第3 災害復旧工事の実施

基本計画編 第3章 第13節「第3 災害復旧工事の実施」で定めるところによる。

第4 林道

基本計画編 第3章 第13節「第4 林道」で定めるところによる。

第5 農道

基本計画編 第3章 第13節「第5 農道」で定めるところによる。

第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画

(総務課・住民課・建設課)

ライフライン施設管理者は、震災発生時における速やかな情報収集による迅速な初動対 応と被害の拡大防止対策を実施し、ライフラインの安定供給及び迅速かつ的確な応急復 旧を行うように努める。

第1 水道

基本計画編 第3章 第14節「第1 簡易水道」で定めるところによる。

第2 電力(関西電力株式会社)

基本計画編 第3章 第14節「第2 電力(関西電力株式会社)」で定めるところによる。

第3 電信電話施設

基本計画編 第3章 第14節「第3 電信電話施設」で定めるところによる。

第 18 節 危険物施設等応急対策計画

(総務課)

大地震の際に、危険物施設、LPガス及び火薬類貯蔵施設について、村、県及び施設の管理者等は、周辺地域住民の安全を確保するため、関係団体と密接な連携を図り、適切な対応を講ずる。

第1 危険物施設

基本計画編 第3章 第15節「第1 危険物施設」で定めるところによる。

第2 LPガス貯蔵施設等

基本計画編 第3章 第15節「第2 LPガス貯蔵施設等」で定めるところによる。

第3 火薬類貯蔵施設

基本計画編 第3章 第15節「第3 火薬類貯蔵施設」で定めるところによる。

第4 毒物・劇物保管施設

基本計画編 第3章 第15節「第4 毒物・劇物保管施設」で定めるところによる。

第5 放射性物質保管施設

基本計画編 第3章 第15節「第5 放射性物質保管施設」で定めるところによる。

第19節 水防活動計画

(総務課・建設課)

地震災害時は、災害状況によっては、護岸の破損や斜面崩壊等により、水防活動や土砂 災害等の防止対策を行う事態が予想される。このため、村は、大地震発生後直ちに、消 防団等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て区域内の河川、ダム、砂 防施設等を巡視するなど警戒活動を強化し、必要に応じて水防活動を実施する。

第1 監視警戒活動

1 河川の管理者

大地震が発生した場合には、堤防に亀裂が生じ、水門、樋門等が損傷あるいは損壊する恐れがあるため、河川、砂防施設、ため池、水門及び樋門等の管理者は、震度4以上の地震が発生し、又は東海地震の予知警戒宣言の発令があり、かなりの被害が予想され水防上警戒が必要な時は、直ちに所管施設の被害状況を点検把握し、必要な応急措置を講ずる。

点検にあたっては、液状化危険箇所で決壊すると被害が大きい河川の築堤部分や交通遮断が懸念される道路と効用を兼ねる堤防を優先してひび割れ等の調査を実施する。

また、速やかに被害状況、措置状況等の情報を関係機関に連絡するものとする。

第2 水防警報とその措置

基本計画編 第3章 第29節「第3 水防警報とその措置」で定めるところによる。

第20節 地盤災害応急対策計画

(総務課・建設課)

地震により大規模な地盤災害等が発生した場合の二次災害を軽減・防止するための対策 の整備を図る。

第1 初動応急対応

大規模震災により地盤災害が発生した場合、迅速に状況を把握し、二次災害の防止に配慮しつつ、早急に機能回復のため応急復旧の措置を講ずる必要がある。

第2 砂防施設等

1 応急措置

基本計画編 第3章 第31節「第1 応急措置」で定めるところによる。

2 応急復旧

基本計画編 第3章 第31節「第2 応急復旧」で定めるところによる。

3 二次災害の防止活動計画

基本計画編 第3章 第31節「第3 二次災害の防止活動」で定めるところによる。

4 土砂災害警戒情報の暫定基準での運用

震度 5 強以上を観測するなど揺れの大きかった地域については、地盤の緩みを考慮し、土砂災害警戒情報を通常の基準に対し、一定割合減じた暫定基準を設定することとしている。 暫定基準の設定は、県と奈良地方気象台が協議により決定する。

第3 林道

1 応急措置

村、県、森林組合は、災害発生後速やかに林道施設の被害を調査し二次的被害の発生を防止するための対策を講ずる。

2 応急復旧

村、森林組合は、住民の生活のため緊急に復旧する必要がある場合は速やかに応急復旧工事を実施する。県は速やかに応急復旧工事ができるよう指導協力する。

第4 治山施設

地震によりダム工、護岸工及び土留工等の治山施設が破壊等の被害を受けたときは、県は、村と連携して、現場の被災状況を早急に点検調査し、危険度に応じて村等関係機関に連絡、通報すると共に復旧対策を講じる。

第5 宅地災害の軽減・防止対策

基本計画編 第3章 第33節「第1 被災宅地危険度判定の実施」で定めるところによる。

第21節 消火活動計画

(総務課・住民課)

地震発生直後の初期消火について、関係機関は連携を保ちながら、住民等に初期消火の 徹底を呼びかけるものとする。また、県内の市町村等による相互応援協定に基づき、市 町村等の区域を越えた活動により、被害の軽減を図る。

第1 出火防止・初期消火

地震災害時は、住宅地を中心に火災が予想されるため、、村・消防機関を中心に、住民、自主 防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、消防機関は、現有の消防力(装備・車両・水利等)の総力を挙げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、消防活動を推進する。

住民は、地震発生直後の出火防止、初期消火及び延焼拡大防止等の活動に努めるとともに、 近隣の出火・延焼の拡大防止活動に協力するものとする。さらに次の点には特に留意する。

○ 消防力の確保

震災時には、住宅密集地域において火災が多発する等、集中的消火活動が困難となるおそれがある。また、消防器具、装備等が破損または搬出不能となる可能性もあり、さらには消防団員の招集も困難になる等消防能力の低下が考えられるので、これらの維持管理及び確保に努める。

○ 消防水利の確保

震災時には、水道施設の停止、水道管の破損等により、消火栓は使用不能となることが考えられるので、耐震性貯水槽及び河川等の自然水利の効果的利用方法を検討する。

第2 消防活動

1 段階的防ぎょ方針

- (1) 火災が比較的少ない場合は、全ての火災に出動し、全火災を鎮圧する。
- (2) 火災が多い場合は、重要地域及び重要対象物を優先的に防ぎょする。
- (3) 火災が著しく多発し、最悪の条件下においても避難路等の確保により、人命の安全を最優先とする。

2 一般火災応急対策

基本計画編 第3章 第34節 「第2 消防活動」で定めるところによる。

第3 相互応援協定

基本計画編 第3章 第34節「第3 相互応援協定」で定めるところによる。

【救助·医療活動計画】

第22節 救急、救助活動計画

(総務課)

震災時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想され、救急救助活動も 困難になると思われるので、救急救助活動の円滑化を図るために、次の点に考慮して実 施する。

第1 救急活動

基本計画編 第3章 第16節「第1 救急活動」で定めるところによる。

第2 救助活動

基本計画編 第3章 第16節「第2 救助活動」で定めるところによる。

第3 各関係機関の相互協力

基本計画編 第3章 第16節「第3 各関係機関の相互協力」で定めるところによる。

第23節 医療救護計画

(住民課)

震災発生後48時間の急性期には、被災地においてトリア―ジ及び応急治療を行うとともに、重症傷病者を被災地外へ搬送し迅速な高度医療提供を図る。また、倒壊家屋等からの救出者への救命措置や、火災や崩落事故等の災害現場における救急医療、迅速な医療機関への搬送の判断等、災害の多様な状況に的確な対応を図る。

さらに、急性期以降は、被災者に対する、医療救護、健康相談、こころのケアなど、様々な医療の提供が必要となってくることから、災害の規模や原因、発生場所、発生時刻などの違いや、災害発生からの時間の経過に伴う医療ニーズの変化に対応した医療救護の提供を図る。

災害は、発生要因(自然災害・人為災害)、被災範囲(広域災害・局地災害)や、発生場所、発生時刻、発生時期により被災・被害の程度が大きく異なり、必要とされる医療の内容も、時間の経過に伴い変化する。災害発生後48時間の急性期には、被災地へ重点的に医療資源を投入し、トリアージ及び応急治療を中心に行うとともに、重症傷病者は被災地外に搬送し、重傷者に対する迅速な高度医療を行うことが重要となる。急性期以降は、避難所等で避難生活を強いられる被災者の生命を守るため医療救護、健康相談、こころのケアなど、様々な医療の提供が必要となる。また、地震災害の初動期には、倒壊家屋等の生き埋めになる被災者の救出と救命措置が重要であり、現場での救急医療を行うか、迅速に医療機関へ搬送するかどうかの判断が必要となってくる。そのため、それぞれの状況に的確に対応できる医療救護体制の整備を図っていく必要がある。

第1 実施責任者

基本計画編 第3章 第17節「第1 実施責任者」で定めるところによる。

第2 医療救護活動

基本計画編 第3章 第17節「第2 医療救護活動」で定めるところによる。

第2 後方医療体制

基本計画編 第3章 第17節「第4 後方医療体制」で定めるところによる。

第3 災害時における医薬品等の供給体制

基本計画編 第3章 第17節「第5 災害時における医薬品等の供給体制」で定めるところによる。

第4 保健師等による健康管理に関する活動

基本計画編 第3章 第17節「第6 保健師等による健康管理に関する活動」で定めるところによる。

第5 在宅難病患者に関する活動

基本計画編 第3章 第17節「第7 在宅難病患者に関する活動」で定めるところによる。

第6 精神障害者及びメンタルヘルスに関する活動

基本計画編 第 3 章 第 17 節「第 8 精神障害者及びメンタルヘルスに関する活動」で定めるところによる。

【緊急輸送計画】

第24節 緊急輸送計画

(総務課・住民課・産業課・建設課・議会事務局・教育委員会)

震災時の救助活動・救急搬送・緊急物資の輸送等を迅速、的確に実施するために、陸上 交通路、航空輸送路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両、ヘリコプ ター等を調達するなど、輸送力の確保に万全を期する。また、それに対応できる緊急輸 送体制を確保する。

第1 計画の基本方針

基本計画編 第3章 第18節「第1 計画の基本方針」で定めるところによる。

第2 輸送力の確保

基本計画編 第3章 第18節「第2 輸送力の確保」で定めるところによる。

第3 緊急輸送体制の確立

基本計画編 第3章 第18節「第3 緊急輸送体制の確立」で定めるところによる。

第25節 災害警備、交通規制計画

(総務課・建設課・警察本部)

県警察は、震災時には、災害時の初動体制を確立し、迅速・的確な災害警備活動を行う。 また、その他被災地における交通確保に万全を期する。

第1 災害警備

1 警備方針等

県警察は、大震災が発生した場合において、早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連携のもとに、県民の生命、身体及び財産の保護並びに治安維持に万全を期すとともに、警察力を最高度に発揮して、迅速かつ的確な災害警備活動を行う。

大震災の発生に際しては、的確な状況把握と適正な判断により、速やかに初動体制を確立 するとともに、次に定める活動を行う。

- (1)被害の実態把握
- (2)被災者の救出救助及び被害の拡大防止
- (3) 行方不明者の捜索
- (4) 危険区域内の居住者、滞在者その他の者に対する避難の指示及び誘導
- (5) 死体の調査等及び検視
- (6) 緊急交通路の確保等被災地及びその周辺の交通規制
- (7)被災地、避難場所等における犯罪の予防検挙
- (8) 地震に関する広報活動
- (9) 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動
- (10) 警察庁等への援助要求

第2 交通規制及び緊急通行車両等

基本計画編 第3章 第19節「第2 交通規制及び緊急通行車両等」で定めるところによる。

【物資供給計画】

第26節 食料、生活必需品の供給計画

(住民課)

大規模地震の発生に際し、被災住民の保護を目的とした食料及び生活必需品等(以下「物資」という)の供給について、村、県、村民などそれぞれの役割分担を明確にして、迅速かつ的確・適切に行うための体制の確立を図る。

第1 村民・村・県の役割分担

基本計画編 第3章 第20節「第1 村民・村・県の役割分担」で定めるところによる。

第2 物資の調達・供給状況の報告等

基本計画編 第3章 第20節「第2 物資の調達・供給状況の報告等」で定めるところによる。

第3 物資の供給

基本計画編 第3章 第20節「第3 物資の供給」で定めるところによる。

第4 食糧(米穀)の供給

基本計画編 第3章 第20節「第4 食糧(米穀)の供給」で定めるところによる。

第5 救援物資への対応

基本計画編 第3章 第20節「第5 救援物資への対応」で定めるところによる。

第6 日本赤十字社による救助

基本計画編 第3章 第20節「第6 日本赤十字社による救助」で定めるところによる。

第7 炊出し計画

基本計画編 第3章 第20節「第7 炊出し計画」で定めるところによる。

第27節 給水計画

(住民課)

震災による水道施設の損傷又は飲料水の枯渇、汚染等により飲料水に適する水を得ることができない者に対する供給体制の確保を図る。

第1 実施体制

基本計画編 第3章 第21節「第1 実施体制」で定めるところによる。

第2 飲料水等の確保

基本計画編 第3章 第21節「第2 飲料水等の確保」で定めるところによる。

第3 給水方法

基本計画編 第3章 第21節「第3 給水方法」で定めるところによる。

第4 給水応援

基本計画編 第3章 第21節「第4 給水応援」で定めるところによる。

【保健・衛生計画】

第28節 防疫、保健衛生計画

(住民課)

震災発生時には、生活環境の悪化に伴い、被災者の病原体に対する抵抗力の低下など、 感染症が発生しやすい状況となるため、防疫措置を迅速に実施し、感染症の発生及び流 行を未然に防止する。

第1 防疫体制

基本計画編 第3章 第22節「第1 防疫体制」で定めるところによる。

第2 防疫・保健衛生用資機材の調達等

基本計画編 第3章 第22節「第2 防疫・保健衛生用資機材の調達等」で定めるところによる。

第3 愛玩動物の収容対策等

基本計画編 第3章 第22節「第3 愛玩動物の収容対策等」で定めるところによる。

第4 生活衛生対策

基本計画編 第3章 第22節「第4 生活衛生対策」で定めるところによる。

第29節 遺体の火葬等計画

(総務課・住民課)

震災時には、遺体の捜索、収容、処理及び火葬等を実施する。また、村での遺体対策及 び火葬等が十分に行えない場合は、県内の他市町村、他府県の市町村及び協定を結んだ 民間企業等に協力を要請する。

第1 遺体の捜索

基本計画編 第3章 第23節「第1 遺体の捜索」で定めるところによる。

第2 遺体の収容

基本計画編 第3章 第23節「第2 遺体の収容」で定めるところによる。

第3 遺体対策及び火葬等

基本計画編 第3章 第23節「第3 遺体対策及び火葬等」で定めるところによる。

第4 大規模災害発生時の村及び県等の連携

基本計画編 第3章 第23節「第4 大規模災害発生時の村及び県等の連携」で定めるところによる。

第5 遺体の保存

基本計画編 第3章 第23節「第5 遺体の保存」で定めるところによる。

第30節 廃棄物の処理及び清掃計画

(住民課)

震災により排出される廃棄物 (倒壊・焼失家屋等から排出される木材・家具などの廃棄物や生活ごみ、し尿等)が大量に発生することから、その迅速かつ計画的な処理を図るため、県、村が実施する対策について定める。

第1 災害廃棄物等の処理

基本計画編 第3章 第24節「第1 災害廃棄物等の処理」で定めるところによる。

第2 生活ごみの処理

基本計画編 第3章 第24節「第2 生活ごみの処理」で定めるところによる。

第3 し尿処理

基本計画編 第3章 第24節「第3 し尿処理」で定めるところによる。

第4 処理施設

基本計画編 第3章 第24節「第4 処理施設」で定めるところによる。

第5 廃棄物処理施設の復旧

基本計画編 第3章 第24節「第5 廃棄物処理施設の復旧」で定めるところによる。

【支援受入計画】

第31節 ボランティア活動支援計画

(住民課)

村及び県は、県社会福祉協議会等の関係機関・関係団体と連携を図り、ボランティアに 関する被災地の情報の把握に努めるとともに、ボランティアによる防災活動が災害時に おいて果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティア活動者への 情報提供等に努め、円滑なボランティア活動を進められるよう支援する。

第1 災害ボランティア本部の設置

基本計画編 第3章 第25節「第1 災害ボランティア本部の設置」で定めるところによる。

第2 ボランティアの受け入れ対応

基本計画編 第3章 第25節「第2 ボランティアの受け入れ対応」で定めるところによる。

第32節 災害救助法等による救助計画

(住民課)

震災の発生に際し、災害救助法の適用基準を明確にすることで、被災住民の保護と社会 秩序の保全を図るために迅速かつ的確・適切な災害救助法の適用を行うための体制の確立を図る。

第1 救助

基本計画編 第3章 第26節「第1 救助」で定めるところによる。

第2 適用基準

基本計画編 第3章 第26節「第2 適用基準」で定めるところによる。

第3 適用手続

基本計画編 第3章 第26節「第3 適用手続」で定めるところによる。

第4 救助の実施機関

基本計画編 第3章 第26節「第4 救助の実施機関」で定めるところによる。

【教育施設等計画】

第33節 文教対策計画

(教育委員会)

児童・生徒等の安全のため、学校等における防災計画を策定する。

また、災害等が起きた際の緊急避難の指示等の応急対応や、応急教育を実施するための 施設・設備及び教員の確保について定める。

併せて、児童・生徒等が教育を受けることが出来るよう、教科書及び学用品の給与等の 援助に関することや心のケアについても定める。

第1 児童、生徒等の安全確保

基本計画編 第3章 第27節「第1 児童、生徒等の安全確保」で定めるところによる。

第2 応急措置

基本計画編 第3章 第27節「第2 応急措置」で定めるところによる。

第3 応急教育

基本計画編 第3章 第27節「第3 応急教育」で定めるところによる。

第4 児童・生徒等に対する援助

基本計画編 第3章 第27節「第4 児童・生徒等に対する援助」で定めるところによる。

第34節 文化財災害応急対策

(教育委員会)

文化財への応急対策は、文化財の安全性を確保することを第一の目的とする。応急措置の方法は文化財の種別や災害の種類により異なるが、早急かつ適切に対応し、文化財的価値を損なわないように、被害の拡大を防がなければならない。応急的な復旧については将来の本格的な保存修理の方針や、今後予想される新たな災害への対策等も視野に入れた対応が求められ、専門家と十分に協議する必要がある。

第1 災害状況の把握

基本計画編 第3章 第28節「第1 被害状況の把握」で定めるところによる。

第2 震災における応急対策

基本計画編 第3章 第28節「第2 大規模災害における応急対策」で定めるところによる。 ただし、「4 普及計画の立案・実施」のうち、「表 文化財災害応急措置」は下表のとおりとする。

表 文化財災害応急処置

X X10/1/X1/1/10/00/CE	
災害別	応急対策
1. 震災	1. 物理的な損傷
	被害状況を写真等で記録する。部材・破片等はもれなく集め、別途収納保管し、滅 失や散逸のないように注意する。
	2. 建造物の傾斜や倒壊
	二次災害に十分留意しながら、被害の拡大を防ぐため、支持材等により補強を施す。
	倒壊の場合は、部材の滅失や散逸を防ぐとともに、雨水による汚損を防ぐ措置を講
	じる。
2. 火災	1. 焼損
	素材が脆くなっている場合が多いので、取り扱いは専門家の指示に従う。
	2. 煤、消化剤等による汚損
	除去作業は専門技術を要するので、専門家の指示に従う。
	3. 水損
	通気をよくし、自然乾燥を旨とするが、美術工芸品等移動可能なものは安全な場所 に移動し、低温で乾燥させ、カビの発生に注意する。状況に応じ専門家の指示に従 う。
3. 全般	被害状況を写真等で記録する。美術工芸・有形民俗指定品においては、収蔵する建物の損壊等により、現状のまま保管することが危険である場合は、身の安全を確保し、取扱いに慎重を期しながら安全な場所に移動する。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設の災害復旧計画

(総務課・住民課・産業課・建設課・議会事務局・教育委員会)

震災により被災した公共施設の災害復旧は、各施設の実施責任者において、早期の原状 復旧のみならず、再度の被害発生防止を考慮し、可能な限り改良復旧の実施を図るもの とする。

第1 災害復旧事業計画

基本計画編 第4章 第1節 「第1 災害復旧事業計画」で定めるところによる。

第2節 被災者の生活の確保

(総務課・住民課・産業課・建設課・議会事務局・教育委員会)

被災した民有施設の早期復旧をはかるため、必要な復旧資金、復旧資材の確保、復旧計画の樹立または実施等についてあっせんおよび指導を行い、あるいは必要に応じて資金の融資に伴う金利助成の措置を講ずるとともに、罹災者に対する住宅対策としての公営住宅の建設、生業資金のあっせんおよび職業のあっせん等、罹災者の生活確保の措置を講じて、民生の安定、社会経済活動の早期回復につとめるものとする

第1 罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成

基本計画編 第4章 第2節 「第1 罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成」で定めるところによる。

第2 被災者生活再建支援法

基本計画編 第4章 第2節「第2 被災者生活再建支援法」で定めるところによる。

第3 生活相談

基本計画編 第4章 第2節「第3 生活相談」で定めるところによる。

第4 女性のための相談

基本計画編 第4章 第2節「第4 女性のための相談」で定めるところによる。

第5 雇用対策

基本計画編 第4章 第2節「第5 雇用対策」で定めるところによる。

第6 職業の斡旋

基本計画編 第4章 第2節「第6 職業の斡旋」で定めるところによる。

第7 雇用保険の失業給付に関する特別措置

基本計画編 第4章 第2節「第7 雇用保険の失業給付に関する特別措置」で定めるところによる。

第8 援助資金の貸付等

基本計画編 第4章 第2節「第8 援助資金の貸付等」で定めるところによる。

第9 災害時における金融面の対策

基本計画編 第4章 第2節「第9 災害時における金融面の対策」で定めるところによる。

第10 独立行政法人住宅金融支援機構への斡旋等

基本計画編 第4章 第2節「第10 独立行政法人住宅金融支援機構への斡旋等」で定めるところによる。

第11 公営住宅の建設

基本計画編 第4章 第2節「第11 公営住宅の建設」で定めるところによる。

第3節 被災中小企業の振興

(総務課・住民課・産業課・建設課・議会事務局・教育委員会)

被災した中小企業者の早期の事業再開、経営の安定化が図られ、より一層の振興が図られるよう必要な措置を講ずる。

第1 中小企業支援対策

基本計画編 第4章 第3節「第1 中小企業支援対策」で定めるところによる。

第2 金融支援

基本計画編 第4章 第3節「第2 金融支援」で定めるところによる。

第3 雇用対策

基本計画編 第4章 第3節「第3 雇用対策」で定めるところによる。

第4節 農林漁業者への融資

(産業課)

農林漁業者が震災による被害を受けた場合、経営の再建等のための融資制度を活用できる。

第1 天災融資法に基づく措置

基本計画編 第4章 第4節「第1 天災融資法に基づく措置」で定めるところによる。

第2 農業災害に対する融資制度

基本計画編 第4章 第4節「第2 農業災害に対する融資制度」で定めるところによる。

第3 林業災害に対する融資制度

基本計画編 第4章 第4節「第3 林業災害に対する融資制度」で定めるところによる。

第4 漁業災害に対する融資制度

基本計画編 第4章 第4節「第4 漁業災害に対する融資制度」で定めるところによる。

第5節 義援金の受入・配分等に関する計画

(総務課)

義援金については、村の状況を十分考慮しながら、村、県、日本赤十字社及び、県共同 募金会等の関係団体が連携を図ることにより、必要な事項を協議して実施する。

第1 義援金の募集

基本計画編 第4章 第5節「第1 義援金の募集」で定めるところによる。

第2 義援金の受付

基本計画編 第4章 第5節「第2 義援金の受付」で定めるところによる。

第3 義援金の配分

基本計画編 第4章 第5節「第3 義援金の配分」で定めるところによる。

第6節 激甚災害の指定に関する計画

(総務課)

村、県は、激甚と認められる災害が発生した場合、速やかに激甚災害の指定を受けられるよう努める。

第1 激甚災害に関する調査

基本計画編 第4章 第6節「第1 激甚災害に関する調査」で定めるところによる。

第2 激甚災害制度について

基本計画編 第4章 第6節「第2 激甚災害制度について」で定めるところによる。

第3 激甚災害の指定基準

基本計画編 第4章 第6節「第3 激甚災害の指定基準」で定めるところによる。

第4 局地激甚災害指定基準

基本計画編 第4章 第6節「第4 局地激甚災害指定基準」で定めるところによる。

第7節 災害復旧·復興計画

(全課)

被災者が震災災害発生後から速やかに再起できるよう、各種支援、社会経済基盤の再構築を図るとともに、甚大な被害を受けた地域について、村と県が連携して復旧・復興計画を作成する。

第1 基本方針

基本計画編 第4章 第7節「第1 基本方針」で定めるところによる。

第2 復旧・復興計画の策定

基本計画編 第4章 第7節「第2 復旧・復興計画の策定」で定めるところによる。

第3 復旧・復興対策体制の整備

基本計画編 第4章 第7節「第3 復旧・復興対策体制の整備」で定めるところによる。

第5章 広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策 計画

【予防計画】

第1節 総則

(総務課)

南海トラフ巨大地震等の広域災害に伴う被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標に、できる限り被害を減少させるという「減災」の考え方に基づき、村及び防災関係機関のとるべき基本的事項を定める。

第1 計画の目的

本章に定める計画は、南海トラフ巨大地震等の広域災害に備えるため、国が公表した「南海トラフ巨大地震の被害想定」(平成24年8月及び平成25年3月公表)及び「南海トラフ巨大地震対策について(最終報告)」(平成25年5月公表)に基づき、本村における南海トラフ巨大地震等の広域災害対策の推進を図ることを目的とする。

なお、本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成27年6月26日法律第50号。以下「南海トラフ法」という。)第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項その他南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定める計画とみなすものとする。

第2 計画の基本方針

- 1. 南海トラフ沿いで発生する大規模な地震について、国では、これまで、その地震発生の切迫性の違いから、東海地震と東南海・南海地震のそれぞれについて、個別に対策が進められて来た。奈良県においては、平成15年12月17日に内閣府告示第288号で県の全市町村の区域が推進地域に指定されたことを受け、県全域を対象としてその対策を推進してきた。
- 2. こうした状況の下、平成 23 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震では、従来の想定をはるかに超える巨大な地震・津波が発生し、戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害がもたらされた。このため、国では、平成 23 年 8 月に内閣府に「南海トラフの巨大地震モデル検討会」を設置し、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波」の検討を行い、関東から四国・九州にかけての極めて広い範囲で強い揺れと巨大な津波が想定されることとなった。
- 3. 国の想定によると、南海トラフ沿いで発生する最大クラスの巨大地震は、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いが、仮に発生すれば、西日本を中心に、東日本大震災を越える甚大な人的・物的被害をもたらすとともに、我が国全体の国民生活・経済活動に極めて深刻な影響が生じる、まさに国難とも言える巨大災害になるとされており、また、奈良県においても最大で死者数約1,700名など、多大な被害をもたらすおそれがあるとさ

れている。

- 4. この計画は、南海トラフ巨大地震等の広域災害に伴う被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標に、村民一人一人ができる限り被害を減少させるよう「減災」の考え方に基づいて「自助」の取り組みを推進するとともに、地域や事業所等における「共助」の取り組みを促進し、村及び県による「公助」との連携・協働を図るため、村民、地域及び防災関係機関のとるべき基本的事項を定める。
- 5. 南海トラフ巨大地震による被害は超広域にわたり甚大であることから、被災地域外からの 支援が限定的にならざるを得ず、まずは自立した災害対応を行うことが必要であり、次の 点に留意しながら、本計画の推進を図るものとする。
- (1)近隣府県において津波等による大規模な被害が想定されることから、国や他府県、他市町村からの支援が期待できない場合も考え、まずは自立した災害対応を行うことが必要である。なお、本村の被害が比較的軽微な場合は、沿岸部など被害の甚大な近隣市町村への支援を行う。
- (2)第 2 次奈良県地震被害想定調査において最大の被害が想定されている直下型地震(奈良盆地東縁断層帯)の被害想定は、国の南海トラフ巨大地震の被害想定を上回っており、県内で想定される被害に対しては、住宅の耐震化や県有建築物の耐震化促進など、これまでの地震防災対策を着実に進める。
- (3)計画的かつ早急な事前防災対策の推進

国の地震調査研究推進本部が平成 25 年 5 月に公表した「南海トラフの地震活動の長期評価 (第二版)」によると、南海トラフで次に発生する地震は、多様な震源パターンがあり得るが、 今後 30 年以内にマグニチュード 8~9 クラスの地震が発生する確率は 60%~70%に達すると評価されており、計画的かつ早急な事前防災対策が必要である。

(4)地震の時間差発生による災害の拡大防止

過去に南海トラフ沿いで発生した大規模地震を見ると、数時間から数日、あるいは約2年間の間隔をおいて発生している場合も見受けられる。また、東日本大震災においても本震の約1ヶ月後にマグニチュード7.2の余震が発生し、復旧を遅らせたという事実もある。このように複数の地震が時間差で発生する可能性があることを考慮し、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討が必要である。

6. 本章に記載のない南海トラフ巨大地震等に係る地震防災対策については、前章までの規定に基づき実施する。

第3 防災関係機関が行う事務又は業務の大綱

基本計画編 第1章「第2節 防災責任者の処理すべき事務又は業務」で定めるところによる。

第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整 備計画

(総務課・住民課・企画課・産業課・建設課・議会事務局・教育委員会)

県、村は、「奈良県地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等について事業を推進する。

第1 奈良県地震防災緊急事業五箇年計画

村、県は、南海トラフ巨大地震等による広域災害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、第五次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災において村域に係る緊急事業を計画的に執行する。

第2 その他

1 避難地の整備

緊急時に備え、村内にヘリポート場を整備する。また避難所・仮設住宅にも使える広大な緑地公園の整備、避難所の耐震性の点検及び強化、避難所の備蓄倉庫・備蓄物の整備を行う。

2 避難路の整備

基本計画編 第2章 第1節「第2 避難路の選定基準」で定めるところによる。

3 消防用施設の整備等

基本計画編 第2章 第30節「第2 消防力・消防水利等の整備」で定めるところによる。

4 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備

村は、崩土・道路決壊などによる集落の孤立を防止するため、また、緊急輸送道路等の整備(開設・改良・舗装など)を行うものとする。

【開設工事】

北股~弓手原線(林道)、

ホラ谷立里線(林道)平下~立里

ゴットロ谷(林道)平下~タイノ原

【改良工事】

上垣内~立里線(村道)

平~大股線(村道)

上~高野線(村道)

5 通信施設の整備

(1) 村防災行政無線

基本計画編 第2章「第18節 通信施設整備計画」で定めるところによる。

(2) その他の防災機関等の無線

緊急車両の移動系無線の整備・携帯電話のエリア拡大。

6 建築物の耐震診断・耐震改修の促進

住宅の耐震化は、地震による被害を軽減するための非常に重要な課題であるが、村民自らの自覚が重要になる。村は、耐震診断やリフォーム等の機会を積極的に活用した耐震改修の必要性の普及・啓発を促進し、地震に強い住宅に関する関心を高めるよう啓発していく。

詳細は、第2章「第13節 建築物等災害予防計画」で定めるところによる。

第3節 防災訓練計画等

(総務課・住民課・教育委員会)

南海トラフ巨大地震等、広域に被害が及ぶ災害が発生した場合において、村民(自主防災組織等)、村、県、防災関係機関等が防災活動を的確に実施できるよう、防災訓練を実施する。

第1 防災訓練計画

基本計画編 第2章「第6節 防災訓練計画」で定めるところによる。

第2 公共施設における防災対策の充実

各公共施設は、多数の者が出入りする場合が多く、また、地震発生時の応急対策活動を行う上で重要な役割を果たさなければならないことから、南海トラフ巨大地震等による混乱を最小限にし、機能を迅速に回復するため、避難対策、職員への連絡体制、被害状況の報告方法その他の対策について計画を定めておき、計画に基づいた訓練を定期的に行うよう努める。

第4節 地震防災上必要な防災知識の普及計画

(総務課・住民課・教育委員会)

村は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

第1 村職員に対する防災知識の普及

地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を 行うものとする。

防災教育の内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- 1. 南海トラフ沿いで発生した既往地震及びその被害の歴史に関する知識
- 2. 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生するおそれのある活断層地震に関する知識
- 3. 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波にする知識
- 4. 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に 、次の点に留意したもの
- (1)広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害
- (2)膨大な数の避難者の発生
- (3)被災地内外にわたる全国的な生産・サービス活動への多大な影響
- (4)被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足
- (5)電力・燃料等のエネルギー不足
- (6)帰宅困難者や多数の孤立集落の発生
- (7)復旧・復興の長期化
- 5. 地震及び津波に関する一般的な知識
- 6. 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- 7. 職員等が果たすべき役割
- 8. 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 9. 今後地震対策として取り組む必要のある課題

第2 村民に対する防災知識の普及

村は、関係機関と協力して、村民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

- 1. 地震発生時における地域の災害危険箇所
- 2. 過去の地震災害の事例及びその教訓
- 3. 地域の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難勧告の発令基準など避難に関する 知識
- 4. 家庭における災害予防や安全対策(食料や生活必需品等の備蓄、非常持ち出し品の準備等)
- 5. 災害発生時の行動 (家族の安否確認、出火防止等)
- 6. 緊急地震速報の活用など正確な情報入手の方法

- 7. 住宅の耐震診断・耐震改修の必要性(家具の固定、ブロック塀の倒壊防止対策等を含む)
- 8. 南海トラフ巨大地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に、次の点に留意したもの
- (1)広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害
- (2)被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足
- (3)電力・燃料等のエネルギー不足
- (4)帰宅困難者や多数の孤立集落の発生 等

第3 学校教育における地震防災上必要な防災知識の普及計画

村及び学校等においては、阪神・淡路大震災及び東日本大震災を踏まえ、次の事項について、 関係職員及び児童生徒等に対して地震防災教育を実施するとともに、保護者に対しても連絡の 徹底を図る。

1 教育・指導(防災訓練の実施を含む)の内容

- (1) 南海トラフ巨大地震等に関する知識
- (2) 地震・津波及びそれに伴う原子力災害に関する一般的知識
- (3) 地震発生時の緊急行動
- (4) 応急処置の方法
- (5) 教職員の業務分担
- (6) 児童生徒等の登下校(園) 時等の安全確保方法
- (7) 学校(園) に残留する児童・生徒等の保護方法
- (8) ボランティア活動
- (9) その他

2 教育・指導の方法

- (1)教育活動全体を通じた児童・生徒等への地震防災教育
- (2) 研修等を通じた教職員への地震防災教育
- (3) PTA活動等を通じた保護者への地震防災に係る知識の周知徹底

3 その他

防災教育に係る資料、教材等の情報の共有化

第4 防災上重要な施設管理者に対する防災知識の普及

本節第1に定めるところによる。

第5節 地域防災力の向上に関する計画

(総務課)

地域防災力の向上のため、防災活動のリーダーの育成、消防団・自主防災組織の充実、 地域の安全性点検、企業の防災活動を推進するためのマニュアルや事例集の充実など、 必要な対策について明示するものとする。

第1 自主防災組織の災害対応能力の向上

南海トラフ巨大地震のような大規模地震が発生した場合、奈良県においても活断層による内陸型地震と同じく非常に多数の死者・負傷者の発生も想定される。さらに、内陸型地震とは異なり被害が広域におよび特に沿岸地域の津波被害が極めて甚大となるため他地域からの奈良県への援助が相当の期間困難となることが想定される。

このような南海トラフ巨大地震の特性を踏まえ、村及び消防機関は、「震災対策編第2章第8 節 自主防災組織の育成に関する計画」の内容に加え、特に次の行動を重点的に実施し自主防 災組織の災害対応能力の向上を図る。

- 1 **南海トラフ巨大地震の特性およびその対策についての知識の普及** 他地域から野迫川村への援助が相当の期間困難になることの周知など。
- 2 **自主防災組織が主体となり実施する訓練に対する支援** 特に避難所運営訓練、避難所生活体験への支援。
- 3 長期の孤立や物資不足時に活用可能な地域の人的・物的資源の事前確認 ワークショップ形式による地域防災マップの作成による各種防災関係資機材の保有者・医療従事経験者・井戸の位置の確認等。
- 4 **自主防災組織同士の連携の促進** 交流会の開催、自主防災組織連絡協議会の設立促進等。

第2 事業所等の災害対応能力の向上

南海トラフ巨大地震は、広域的かつ甚大な被害が予想されるため、個々の事業所等の被災に加え、流通の停滞等による生産への影響も懸念され、広範囲で事業活動に支障が及ぶおそれがあるので、事業活動の維持・再開は地域経済等の維持にとって重要な課題になる。

南海トラフ巨大地震による事業所等の被害を最小限にするため、事業継続計画(BCP)の作成、各種防災関係資機材や備蓄食糧の確保、従業員の帰宅困難化対策等、災害対応能力の向上が一層重要となる。

また、地域防災力の向上のためには、被災時における地域コミュニティとの連携など防災活動への事業所等としての協力体制の確立も一層重要である。

村は、これらの活動を推進するため、日頃から、事業所等との情報交換や連携を進める。 詳細は、第2章「第9節 企業防災の促進に関する計画」で定めるところによる。

第3 消防団

基本計画編 第2章「第9節 消防団員による地域防災体制の充実強化」で定めるところによる。

第4 水防団

基本計画編 第3章「第29節 水防活動計画」で定めるところによる。

第6節 広域かつ甚大な被害への備え

(総務課、産業課、教育委員会)

国の公表した被害想定によると、最大クラスの南海トラフ巨大地震が発生すれば、西日本を中心に、広域かつ甚大な人的・物的被害をもたらすとともに、我が国全体の国民生活・経済活動に極めて深刻な影響が生じるとされている。

このような被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標に、できる限り被害 を減少させるよう「減災」の考え方に基づき、建築物の耐震化、帰宅困難者対策、文化 財保護対策等、事前の防災対策に取り組む。

第1 建築物の耐震性の確保

南海トラフ巨大地震の被害想定では、奈良県では津波被害は想定されないため、想定死者のおよそ90%が建築物の倒壊等によるものとされている。さらに建築物の倒壊等は、出火・火災延焼、避難者の発生、救助活動の妨げ、災害廃棄物の発生等の被害拡大の要因になり得ることから、これらの被害をできる限り減少させるため、建築物の耐震化に重点的に取り組む。

詳細は、第2章「第13節 建築物等災害予防計画」で定めるところによる。

1 住宅の耐震化促進等

住宅の耐震化は、地震による被害から村民が自らの身の安全を守るための最も重要な課題である。村は、村民による耐震診断・改修の積極的な実施を促すため、地震に強い住宅に関する関心を高めるよう啓発を行うとともに、耐震診断・改修への補助、相談窓口の開設、技術者の養成等の対策により、村民の自発的な取り組みを支援する。

また、屋内において、固定していない家具等の転倒、その他の落下物による被害を防止するため、自助による事前の防災対策として、村民に対して家具固定等の推進を図るための啓発を実施する。

2 多数の者が利用する建築物等の耐震化促進等

建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正(平成25年5月29日公布)により、全ての建築物の耐震化に向けた努力義務が課せられたとともに、多数の者が利用する建築物等については、耐震診断が義務化された。村は、既存建築物の耐震性向上のため、耐震知識の普及・啓発を図る。また、耐震診断が義務化された建築物にあっては、所有者への周知に努めるとともに、耐震診断に対する助成制度の充実を図る。

3 非構造部材の耐震対策

村は、既存建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策の促進に努める。

第2 時間差発生による災害の拡大防止

1 地震の時間差発生による災害の拡大防止

過去に南海トラフ沿いで発生した大規模な地震を見ると、1854年の安政東海地震・安政南海地震では32時間の間隔で発生し、1944年の東南海地震と1946年の南海地震は約2年間の間隔をおいて発生している。また、東日本大震災においても本震の約1ヶ月後にマグニチュード7.2の余震が発生し、復旧を遅らせたという事実もある。このように複数の大規模な地震が、数時間から数年の時間差で発生する可能性があることを考慮し、村及び防災関係機

関は、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等を行うとともに、地震が連続発生した場合に生じる危険について広報するなど住民意識の啓発に努める。

2 応急危険度判定の迅速な実施

- (1) 応急対策計画
- ① 土砂災害対策第3章「第20節 地盤災害応急対策計画」に基づき実施する。
- ② 被災建築物の応急危険度判定 第3章「第14節 建築物の応急対策計画」に基づき実施する。
- ③ 被災宅地の危険度判定 基本計画編第3章 第33節 「第1 被災宅地危険度判定の実施」に基づき実施する。

第3 帰宅困難者対策

南海トラフ巨大地震が発生すると広域かつ甚大な被害が予想され、交通機関が長期かつ広範囲に渡って不通になる可能性があり、帰宅困難者対策は一層重要になるので、次の対策を推進する。

1. 観光客等を対象とする帰宅困難者対策について、観光施設・交通機関・村等で協議を行う場を設定し、協力して、観光客向けの避難場所・物資の確保、正確な情報提供による適切な行動の誘導など帰宅困難者対策を検討する。

第4 文化財保護対策

文化財建造物に関して、被害軽減対策の強化、および近隣市町村等の関係諸機関との連携が必要である。被害軽減には「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」(平成8年、文化庁)及び「重要文化財(建造物)耐震診断指針」(平成11年、平成24年改正、文化庁)に則るとともに、「災害から文化遺産と地域を護る検討委員会」(内閣府等)や「重要文化財建造物の総合防災対策検討会」(内閣府・文化庁等)の検討結果を参考にするほか、第2章第13節 「第4 文化財建造物等の耐震性向上対策」に基づき対策を促進する。

【応急対策計画】

第7節 地震発生時の応急対策等

(総務課・住民課・企画課・産業課・建設課・議会事務局・教育委員会)

南海トラフ巨大地震等が発生した場合、速やかに各種応急対策を実施し、資機材、人員等を配備手配、さらに、応援協定等に基づき他機関への応援要請を迅速・的確に行う。

第1 災害対策本部等の設置

1 防災組織計画

第3章 「第6節 活動体制計画」で定めるところによる。

第2 地震発生時の応急対策

1 地震情報の収集・伝達

第3章 第7節 「第1 1 地震に関する情報」で定めるところによる。

2 早期災害情報の収集

基本計画編 第3章 第7節 「第2 早期災害情報の収集」で定めるところによる。

3 被害状況、避難状況等の調査・報告計画

第3章 第7節 「第3 災害情報の調査・報告計画」で定めるところによる。

第3 資機材、人員等の配備手配

1 資機材等の調達手配

村は、災害応急対策の実施に必要な物資、資材の確保状況を把握するとともに、当該資材等が不足する場合は、県に対し、県が保有する資材等の放出等の措置及び必要に応じて市町村間のあっせん等の措置を要請するものとする。

2 人員の配備

村は、災害応急対策の実施に必要な人員の配備状況を把握するとともに、人員が不足する場合は、県に対し人員派遣等の措置を要請するものとする。

3 災害応急対策に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、奈良県地域防災計画に定める災害応急 対策及び災害復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を 行うものとする。
- (2)機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

4 災害対策用資機材施設点検整備計画

基本計画編 第2章 「第33節 災害対策用資機材施設点検整備計画」で定めるところによる。

第4 他機関に対する応援要請

基本計画編 第3章 「第11節 受援体制の整備(村内で災害発生の場合)」で定めるところによる。

第5 施設の緊急点検・巡視

基本計画編 第4章 第1節 「第1 災害復旧事業計画」で定めるところによる。

第6 二次災害の防止

基本計画編 第3章 「第32節 地盤災害応急対策」、「第33節 被災宅地の危険度判定」 で定めるところによる。

第7 ライフライン施設の応急復旧計画

基本計画編 第3章 「第14節 ライフライン施設の災害応急対策計画」で定めるところによる。

第8 林野火災応急対策

基本計画編 第3章 「第35節 林野火災応急対策」で定めるところによる。

第9 要配慮者の安全確保

基本計画編 第3章 「第3節 要配慮者の安全確保計画」で定めるところによる。

第8節 消火活動計画

(総務課)

地震発生直後の初期消火について、関係機関は連携を保ちながら、住民等に初期消火の 徹底を呼びかけるものとする。また、その他市町村との相互応援協定に基づき、市町村 等の区域を越えた活動により、被害の軽減を図る。

第1 出火防止・初期消火

基本計画編 第3章 第34節 「第1 出火防止・初期消火」で定めるところによる。

第2 消防活動

1 消防職員等の確保

震災時には、住宅密集地域において火災が多発する等、集中的消火活動が困難となる恐れがある。また、消防器具、装備等が破損または搬出不能となる可能性があり、さらには消防職員、団員の召集も困難になる等消防能力の低下が考えられるので、これに対する維持・確保の措置を考慮する。

2 消防水利の確保

震災時には、水道施設の停止、水道管の破損等により、消火栓は使用不能となることが考えられるので、耐震性貯水槽及び河川等の自然水利の効果的利用方法を検討する。

3 段階的防ぎょ方針

- (1) 火災が比較的少ない場合は、全ての火災に出動し、全火災を鎮圧する。
- (2) 火災が多い場合は、重要地域及び重要対象物を優先的に防ぎょする。
- (3) 火災が著しく多発し、最悪の条件下においても避難路等の確保により、人命の安全を最 優先とする。

4 消防活動

基本計画編 第3章 第34節 「火災応急対策」で定めるところによる。

第3 相互応援協定

基本計画編 第3章 第34節 「第3 相互応援協定」で定めるところによる。

第9節 医療救護計画

(住民課)

災害発生後48時間の急性期には、被災地においてトリア―ジ及び応急治療を行うとともに、重症傷病者を被災地外へ搬送し迅速な高度医療提供を図る。また、倒壊家屋等からの救出者への救命措置や、火災や崩落事故等の災害現場における救急医療、迅速な医療機関への搬送の判断等、災害の多様な状況に的確な対応を図る。

さらに、急性期以降は、被災者に対する、医療救護、健康相談、こころのケアなど、様々な医療の提供が必要となってくることから、災害の規模や原因、発生場所、発生時刻などの違いや、災害発生からの時間の経過に伴う医療ニーズの変化に対応した医療救護の提供を図る。

第1 医療救護活動

基本計画編 第3章 第17節 「第2 医療救護活動」で定めるところによる。

第2 医療救護チーム等の活動

基本計画編 第3章 第17節 「第3 医療救護チーム等の活動」で定めるところによる。

第3 後方医療体制

基本計画編 第3章 第17節 「第4 後方医療体制」で定めるところによる。

第4 災害時における医薬品等の供給体制

基本計画編 第3章 第17節 「第5 災害時における医薬品等の供給体制」で定めるところによる。

第5 保健師等による健康管理に関する活動

基本計画編 第3章 第17節 「第6 保健師等による健康管理に関する活動」で定めるところによる。

第6 在宅難病患者に関する活動

基本計画編 第3章 第17節 「第7 在宅難病患者に関する活動」で定めるところによる。

第7 精神障害者及びメンタルヘルスに関する活動

基本計画編 第3章 第17節 「第8 精神障害者及びメンタルヘルスに関する活動」で定めるところによる。

第10節 緊急輸送計画

(総務課)

災害時の救助活動・救急搬送・緊急物資の輸送等を迅速、的確に実施するために、陸上 交通路、航空輸送路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両、ヘリコプ ター等を調達するなど、輸送力の確保に万全を期する。また、それに対応できる緊急輸 送体制を確保する。

第1 計画の基本方針

基本計画編 第3章 第18節 「第1 計画の基本方針」で定めるところによる。

第2 輸送力の確保

基本計画編 第3章 第18節 「第2 輸送力の確保」で定めるところによる。

第3 緊急輸送体制の確立

基本計画編 第3章 第18節 「第3 緊急輸送体制の確立」で定めるところによる。

第11節 防疫、保健衛生計画

(住民課)

災害発生時には、生活環境の悪化に伴い、被災者の病原体に対する抵抗力の低下など、 感染症が発生しやすい状況となるため、防疫措置を迅速に実施し、感染症の発生及び流 行を未然に防止する。

第1 防疫体制

基本計画編 第3章 第22節 「第1 防疫体制」で定めるところによる。

第2 防疫・保健衛生用資機材の調達等

基本計画編 第3章 第22節 「第2 防疫・保健衛生用資機材の調達等」で定めるところによる。

第3 愛玩動物の収容対策等

基本計画編 第3章 第22節 「第3 愛玩動物の収容対策等」で定めるところによる。

第4 生活衛生対策

基本計画編 第3章 第22節 「第4 生活衛生対策」で定めるところによる。

第12節 支援・受援体制の整備

(総務課)

近隣府県においては、沿岸部で津波による甚大な被害も想定され、国や他府県、他市町村等からの支援が期待できない場合も考え、自立した災害対応を行う必要がある。また、本村の被害が軽微である場合は、被害の甚大な他市町村への支援を行う。

基本計画編 第3章「第10節 支援体制の整備(村外で災害発生の場合)」及び、「第11節 受援体制の整備(村内で災害発生の場合)で定めるところによるが、以下に留意する。

第1 広域防災体制の確立

1 村は、救命救助活動等の災害応急対策活動のほか、避難所や医療施設等の機能維持のため、石油等の燃料の確保について関係団体等と協定締結等を進める。

第2 遠隔市町村との連携

南海トラフ巨大地震が発生すると近隣市町村の多くが被災する可能性があるため、村は、大 災害が発生してもお互いが同時に被災する可能性が少ない遠隔市町村との連携を進めるものと する。

県においては、東日本大震災で得られた教訓を踏まえて改正された「全国都道府県における 災害時等の広域応援に関する協定」に基づく近畿ブロック以外の遠隔地域との連携体制等の活 用を図ることとしている。

村は受入先や、被災地への連絡手段など、具体的な受け入れ体制については別途検討する。

第3 被災地への人的支援

村は、医師、保健師、土木及び農林関係等、派遣可能な専門職員の人数をあらかじめ把握しておき、災害時における応援協定や全国町村会からの要請等に基づき、被災地に迅速に職員を派遣する。

第13節 広域避難対策

(総務課)

村は、村内の被害が軽微な場合は、甚大な被害を受けた近隣市町村等からの避難者の受け入れ及び生活支援を行う。

第1 広域避難者の受け入れ体制の整備

村は、村内の被害が軽微な場合は、甚大な被害を受けた近隣市町村等からの避難者の受け入れ及び生活支援を行う。このため、県と連携して支援体制の構築を図ることとし、南海トラフ巨大地震等の発生や原子力発電所事故等による被災者を受け入れるための体制整備を県と連携して進める。

また、大量の被災者を長期間受け入れる場合を想定して、旅館等宿泊施設の長期借上げや賃貸住宅の斡旋等について事業者と協議を進めるとともに、被災地への連絡手段など、具体的な受け入れ体制については別途検討する。

第14節 物資等の確保

(総務課・住民課・建設課・産業課)

最大クラスの南海トラフ巨大地震が発生した場合、甚大な被害が発生することは、東日本大震災の経験からも明らかである。広域的な停電による製造業の停止、物流道路等の損壊も想定され、数日で被災地に物資が届くように復旧するとは限らない。

こうした被害想定を、村民、村及び県並びに防災関係機関は再認識し、災害への備えとして、多様な手段を用いて物資等の確保に努めるものとする。

第1 村民・村・県の役割分担

1 村民・村・県の役割分担

基本計画編 第3章 第20節 「第1 村民・村・県の役割分担」で定めるところによる。

2 給水計画

基本計画編 第3章 「第21節 給水計画」で定めるところによる。

第2 平常時の物資調達

基本計画編 第2章 第26節 「第2 平常時の物資調達」で定めるところによる。

第3 平常時の報告

基本計画編 第2章 第26節 「第3 報告」で定めるところによる。

第4 食糧備蓄率の向上

基本計画編 第2章 第26節 「第4 食料等の備蓄率の向上」で定めるところによる。